

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月21日

【中間会計期間】 第87期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 セイノーホールディングス株式会社

【英訳名】 SEINO HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田 口 義 隆

【本店の所在の場所】 岐阜県大垣市田口町1番地

【電話番号】 大垣(0584)82-3881

【事務連絡者氏名】 取締役 丸 田 秀 実

【最寄りの連絡場所】 岐阜県大垣市田口町1番地

【電話番号】 大垣(0584)82-3881

【事務連絡者氏名】 取締役 丸 田 秀 実

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第85期中	第86期中	第87期中	第85期	第86期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	206,759	217,263	218,157	427,520	449,485
経常利益 (百万円)	7,583	6,010	6,794	21,544	17,006
中間(当期)純利益 (△損失) (百万円)	△16,855	3,212	2,155	△8,333	8,797
純資産額 (百万円)	259,768	285,495	294,693	278,915	292,847
総資産額 (百万円)	438,175	453,924	463,779	446,932	468,006
1株当たり純資産額 (円)	1,386.49	1,420.71	1,450.08	1,420.60	1,451.36
1株当たり中間 (当期)純利益(△損失) (円)	△87.75	16.36	10.86	△43.35	44.71
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.3	61.4	62.3	62.4	61.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,266	2,990	9,196	19,742	17,519
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	732	△8,835	△9,659	6,410	△16,753
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,370	△8,683	△2,259	△21,533	△14,678
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	47,234	41,585	40,039	55,226	42,753
従業員数 (ほか、 平均臨時雇用者数) (名)	21,657 (6,329)	22,594 (6,089)	24,550 (6,669)	21,409 (5,943)	24,383 (6,748)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、第86期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 第85期中及び第85期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、中間(当期)純損失のため、記載しておりません。また、第86期中、第86期及び第87期中の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第85期中	第86期中	第87期中	第85期	第86期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
営業収益 (百万円)	129,622	1,928	1,972	129,684	2,059
経常利益 (百万円)	2,678	1,961	2,027	2,527	2,054
中間(当期)純利益 (△損失) (百万円)	△16,734	1,939	1,741	△18,792	1,607
資本金 (百万円)	42,481	42,481	42,481	42,481	42,481
発行済株式総数 (株)	198,631,167	207,679,783	207,679,783	207,679,783	207,679,783
純資産額 (百万円)	207,077	236,316	237,989	237,548	237,796
総資産額 (百万円)	296,293	266,182	276,167	281,029	272,398
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	11	11
自己資本比率 (%)	69.9	88.8	86.2	84.5	87.3
従業員数 (ほか、 平均臨時雇用者数) (名)	13,123 (4,864)	17 (—)	20 (—)	19 (—)	20 (—)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、第86期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 提出会社の1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益(△損失)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

4 提出会社は、平成17年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成17年10月1日に当社の輸送事業その他の営業を新設分割の方法により会社分割しており、第85期及び第86期中以降は純粹持株会社体制へと移行しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

### 3 【関係会社の状況】

#### (1) 除外

当中間連結会計期間において、SEINO MERCHANTS SINGAPORE PTE LTD は清算終了に伴い、連結子会社から除外いたしました。

#### (2) 新規

輸送事業を営む伊豆西濃運輸㈱は、当社が同社株式を追加取得したことに伴い株式保有比率が高まったため、当中間連結会計期間から連結子会社といたしました。

(平成19年9月30日現在)

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
伊豆西濃運輸㈱	静岡県賀茂郡	10	輸送事業	51.00	役員の兼任1名

(注) 「主要な事業の内容」の欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

### 4 【従業員の状況】

#### (1) 連結会社における状況

(平成19年9月30日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
輸送事業	21,589 (6,093)
自動車販売事業	1,866 (302)
不動産賃貸事業	— (—)
その他の事業	1,075 (274)
全社(共通)	20 (—)
合計	24,550 (6,669)

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当中間連結会計期間平均雇用人員であります。

3 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

#### (2) 提出会社の状況

(平成19年9月30日現在)

従業員数(名)	20
---------	----

(注) 従業員数は、就業人員であります。

#### (3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原油を始めとする諸原材料の高騰などの不安定要因を抱えつつも、高水準の企業収益を背景にした設備投資の増加や輸出の順調な伸び、雇用・所得環境の改善による個人消費の増加などに支えられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方、当社グループの中核を占める輸送業界では、需要は伸張せず、高止まりする燃油費や安全・環境対策費に加え、依然として顧客の物流ニーズの高度化は変わらず、事業者間の競争激化もあって、厳しい経営環境が続きました。

こうした経営環境の下、創立60周年を迎えた本年度は、グループ全体のスローガンを『原点』とし、「日本一の会社」になり「輸送立国」の使命を果たすという高い目標を掲げて会社を興した創業の精神をいま一度思い起こすとともに、「日本一の効率企業集団」を目指して、中期経営計画「G5プラン」の最終年度にあたる本年上半期も充実した実績があげられるよう努めてまいりました。

また、グループ全社員が一体となり「時・氣を逸さない」を行動判断のよりどころとして顧客満足度の向上に努めるとともに、各社がもつ経営資源の効率的活用による収入拡大と費用削減を目指してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は2,181億57百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益は36億3百万円（前年同期比19.1%増）、経常利益は67億94百万円（前年同期比13.0%増）、中間純利益は21億55百万円（前年同期比32.9%減）となりました。

事業の種類別セグメント業績を示すと、次のとおりであります。

#### ① 輸送事業

輸送事業におきましては、「利益重視」のセールス展開による収入確保と「効率追求」による費用削減を重要テーマとして、引き続き経営効率の向上と利益体質の確立に努めてまいりました。

その一環として、当社グループが総力を挙げて取り組む「JITBOXチャーター便」の拡販に注力し、取扱数は順調に増加いたしました。

また、燃油費の圧縮とNO<sub>x</sub>・CO<sub>2</sub>の減量など地球環境の保全にも寄与することを目指した「エコドライブ運動」を引き続き強力で推進いたしました。

“物流を通じて、お客様に喜んで頂ける最高のサービスを常に提供し、国家社会に貢献する。”を使命とし、商業小口貨物の拡販と「時間提供商品」の強化・拡販に努めました。時間提供商品は「スーパー9・10」「カンガルー超特急便」「JITBOXチャーター便」に加え「Newビジネス便」を新たに発売し、販売を強化いたしました。同商品は、午前中に全国からの商品を一括で納品する“午前一括納品機能”に加え、どこから、どれだけの商品が、いつ配達されるかが確認できる“見える物流機能”や“一時保管機能”を有しており、一層の顧客満足度を追求しております。

また、「機密書類回収BOX」のサービスも開始いたしました。この商品は個人情報などを含む機密書類を回収し、溶解処理をするもので専用ダンボールケースにGPS（位置測位システム）を装着し、溶解処理が完了するまでの位置情報が把握できるようにした業界初のサービスであります。

ロジスティクス事業に関しては、流通機能全般を一括で請け負う3PL事業を強力で推進し、顧客のサプライチェーンマネジメント支援を目的とした提案型営業を積極的に展開いたしました。また、当社グループ最大規模となる市川物流センター（市川市）をオープンさせ、その他設備の増強や人材の育成に力を注ぎました。

海外戦略につきましては、アジアを中心として急速に発展する海外市場に対応するために、海外事業部を新設し国際物流事業の強化を図りました。

この結果、貨物取扱量は前年同期比0.3%増加（西濃運輸株式会社単独ベース）となり、当中間連結会計期間の売上高は1,623億71百万円（前年同期比3.7%増）、営業利益は12億25百万円（前年同期比31.9%増）となりました。

## ② 自動車販売事業

自動車販売事業におきましては、乗用車販売では、少子化、車離れ傾向および原油高によるガソリン価格の高騰などにより全国総需要、岐阜県内総需要が大幅に減少する厳しい市場環境の中で、フルモデルチェンジした「ヴォクシー」「ノア」の販売台数は好調に推移したものの、その他の車種の販売減少により新車販売台数は前年を大きく下回る結果となりましたが、利益面では新車効果を有効に活用し、台当たり利益を確保することができました。

また、中古車・整備・自動車用品販売などに一層注力することで収入の確保に努めてまいりました。

トラック販売では、燃料高騰の影響もあってユーザーの買い替え需要は減退し、ハイブリット車をラインアップする小型車は好調に推移したものの、全体の販売台数は減少いたしました。そのため、積極的な中古車販売および中古車オークションの開催、利便性の高い「24時間稼働の整備工場」の稼働率アップなどによる効率化を推進してまいりました。

自動車部品販売につきましては、株式会社ジェームス岐阜の2号店として「ジェームス柳津店」の営業を開始し、事業を拡大いたしました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は405億46百万円（前年同期比1.2%減）、営業利益は18億65百万円（前年同期比51.9%増）となりました。

## ③ 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業におきましては、西濃運輸株式会社を始めとする輸送グループの一部拠点が都市開発の波や狭隘化などを理由として他に移転し、その跡地を賃貸とすることで経営資源に供しているものであります。その主なものとして、旧四ツ橋（大阪市）・旧新町（大阪市）・旧福井（福井市）ターミナル等が挙げられます。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は5億72百万円（前年同期比7.3%増）、営業利益は4億94百万円（前年同期比8.9%増）となりました。

## ④ その他の事業

その他の事業におきましては、燃料販売・住宅販売に代表される物品販売事業や情報関連事業などで、当中間連結会計期間の売上高は146億66百万円（前年同期比23.3%減）、営業利益は2億8百万円（前年同期比48.4%減）となりました。

（注）業績に記載の金額には消費税等を含んでおりません。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前中間連結会計期間末に比べ15億46百万円減少し、400億39百万円となりました。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、売上債権が減少したことなどにより、前中間連結会計期間に比べ62億5百万円増加し、91億96百万円となりました。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、有形・無形固定資産取得による支出が増加したことなどにより、前中間連結会計期間に比べ8億24百万円増加し、96億59百万円となりました。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、長期借入金の返済支出が減少したことなどにより、前中間連結会計期間に比べ64億23百万円減少し、22億59百万円となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社及び当社の連結子会社の扱う輸送商品及び販売品目は広範囲かつ多種多様であり、事業の種類別セグメントごとに画一的に表示することは困難であります。

このため、生産、受注及び販売の状況については、「1 業績等の概要」における各事業の種類別セグメント業績に関連付けて示しております。

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の連結子会社が対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、以下のとおりであります。

### 会社の支配に関する基本方針

#### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

株式持ち合い構造の解消、国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、企業買収の対象となる会社の取締役会の同意を得ることなく行われる企業買収、すなわち敵対的買収が増加することが予想されます。

もとより、当社は、このような企業買収であっても当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、企業買収には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうことが明白であるもの、会社や株主に対して買収に係る提案内容等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買収に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの等、不適切なものも少なくありません。

特に、当社は、多数の子会社および関連会社を抱え、輸送事業を中心に広く事業展開を行っているため、株主の皆様が、企業価値の維持・向上に向けての当社の一連の取組みを踏まえた上で、当社の企業価値を正確に把握し、買収提案の妥当性を適切に判断することは必ずしも容易ではありません。また、当社の営む物流事業は労働集約産業であり、質の高い輸送サービスを提供する従業員を育成し、経営陣と従業員との間に信頼関係を築くことが必要不可欠であるところ、当社の買収を試みる者がこの点において適格性を有している保証もありません。さらに、当社の営む事業には法令等に基づく許認可を必要とする事業も多数含まれるところ、当社の支配権を取得する者の属性などによっては、この許認可が維持できない危険もあります。その他、当社が築き上げてきた全国の物流網やそれを支えるドライバー、取引先、地域社会との間の信頼関係などの有形・無形の経営資源を損ないかねない買収等がなされる可能性もあります。

当社としては、上記の買収類型を含む当社や株主の皆様の利益に反する買収を防止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

### ① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことが株主の皆様のためには最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ様々な取組みを行っております。

当社は、平成17年度からは、国内における商業小口貨物の輸送を当社グループ全体のプラットフォームとしてより強固なものとしつつ、商業小口路線混載事業、ロジスティクス事業および自動車販売・関連事業を3本柱とする新・3ヵ年中期経営計画『G5 プラン』に取組み、物流事業の次なるスタンダードとなるべき先進的な事業モデルの確立を目指しております。

また、当社は、一連の組織再編を通じて、各グループ会社の間接部門を集中し、各事業部を横断的に整理・統合するとともに、各グループ会社間の営業地域・業務分掌等を整理し、企業価値の維持・向上に努めております。

さらに、当社取締役会としては、社外取締役の選任、取締役任期の1年への短縮等、コーポレート・ガバナンスの強化も併せて実施しております。



② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として、平成17年5月17日付開催の取締役会決議および同年6月24日付開催の定時株主総会決議に基づき、信託型ライツ・プランの導入の一環として、住友信託銀行株式会社を割当先として第1回信託型ライツ・プラン新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を無償で発行いたしました。

信託型ライツ・プランは、信託を利用することにより、所定の買収者等の有する当社の株券等の保有割合を希釈化させる新株予約権を予め発行し、買収者が出現したときの株主全員がこれを取得できるようにしておくことで、株主の皆様のために時間や情報を確保し、また株主の皆様のために当社が買収者と交渉すること等が可能となるようにしておく仕組みです。

将来買収者が出現した場合には、信託銀行は、一定の手続に従って確定される新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して原則として、その保有する当社株式の数に応じて新株予約権を交付することになります。信託型ライツ・プランの導入に伴い発行された本新株予約権は、これを行使すると1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができます。本新株予約権の行使に際して払込をなすべき当社普通株式1株当たりの額は、特定大量保有者（以下に定義されます。）が出現した日の翌日以後においては、1円としております。

本新株予約権は、所定の者を除く一ないし複数の者が、発行日の前後を問わず、(ア)当社の株券等について20%を超える株券等保有割合を保有する者または保有すると取締役会が認める者（以下「特定大量保有者」といいます。）になったとして公表がなされた日から原則として10日間が経過したとき、または、(イ)当社が発行者である株券等について、買付け後における株券等所有割合が特別関係者のそれと併せて20%を超えるような公開買付開始公告を行った日から原則として10日間が経過したとき（以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」といいます。）に限り、その者およびその者と一定の関係にある者のいずれにも該当しない者のみが、これを行使することができます。なお、当社取締役会は、当社が別途定めた新株予約権細則に従い、当社の株券等の取得または保有をしても当社の利益に反しない者をいわゆる敵対的買収者としての性質を有しない者と認めて権利発動事由が発生しないようにし、また、権利発動事由発生時点を延期することもできます。すなわち、本新株予約権の権利発動事由が発生したときは、買収者およびその一定の関係者を除く当社の一般の株主の皆様は、有利な条件で当社株式を取得することができるようになる一方で、買収者およびその一定の範囲の関係者は、他の株主の皆様による本新株予約権の行使の結果、その有する株式持分が希釈化されるという影響を被ることとなります。

当社は、信託型ライツ・プランの導入に際し独立委員会を設置しております。独立委員会は、権利発動事由発生時点の延期に関する決定、買収を提案する者との関係で権利を発動させない旨の決定、本新株予約権の権利発動事由の充足の是非、本新株予約権の無償取得等について決定し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して最終的に決定を行うものとしております。

なお、信託型ライツ・プランのために、平成17年7月1日付で住友信託銀行株式会社に対して無償で発行された本新株予約権の総数は397,262,334個です。本新株予約権の行使期間は、原則として平成17年7月1日から平成20年6月30日までの3年間としております。

信託型ライツ・プランの導入後であっても、信託型ライツ・プランが発動されていない場合、株主の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。他方、信託型ライツ・プラン発動時においては、株主の皆様においては、1円を払込取扱場所に払込むことにより、原則として1個の新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。仮に、株主の皆様が、こうした金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

### ③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載した当社の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、信託型ライツ・プランは、前記(2)に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、信託型ライツ・プランは、株主総会の特別決議を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的解除要件が設定されていること、当社経営陣から高度に独立した社外取締役等の社外者のみから構成される独立委員会が設置されており、信託型ライツ・プランの発動・行使条件充足時期の延期および本新株予約権の無償取得等に関する決定に際しては独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、本新株予約権の行使期間が3年間とされており、取締役会によりいつでも本新株予約権を消却できるものとされていることなどにより、合理的に機能するよう設計されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

## 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

##### ① 設備の新設等の完了

前連結会計年度末の設備の新設等の計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは次のとおりであります。

会社名	事業の種類別 セグメントの 名称	設備名	総支出額 (百万円)	着工年月	完成年月	摘要
西濃運輸 (株)	輸送事業	市川物流センター	1,992	平成19年3月	平成19年8月	建物 19,857平方米
西濃運輸 (株)	輸送事業	車両代替及び増車	3,407	平成19年4月	平成19年9月	669台
四国西濃運輸 (株)	輸送事業	高知支店 (ターミナル)	772	平成19年4月	平成19年9月	建物 3,502平方米 土地 14,600平方米
西濃運輸(株) 以外の輸送会社	輸送事業	車両代替及び増車	1,516	平成19年4月	平成19年9月	379台

(注) 上記の金額は、消費税等を含まない金額を記載しております。

##### ② 設備の新設等の計画

当中間連結会計期間に新たに確定した設備の新設等の計画は、次のとおりであります。

会社名	事業の種類別 セグメントの 名称	設備名	総支出額 (百万円)	既支出額 (百万円)	今後の 所要資金 (百万円)	着工年月	完成予定 年月	摘要
西濃運輸 (株)	輸送事業	車両代替及び増車	2,167	—	2,167	平成19年 10月	平成20年 3月	490台
西濃運輸 (株) 以外 の輸送会社	輸送事業	車両代替及び増車	865	—	865	平成19年 10月	平成20年 3月	238台

(注) 上記の金額は、消費税等を含まない金額を記載しております。

(2) 重要な設備の除却等

① 設備の除却等の完了

前連結会計年度末の設備の除却等の計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは次のとおりであります。

会社名	事業の種類別 セグメントの名称	設備名	帳簿価額(百万円)	除却等の 完了年月	摘要
西濃運輸 (株)	輸送事業	車両売却及び除却	146	平成19年4月～ 平成19年9月	601台

(注) 上記の金額は、消費税等を含まない金額を記載しております。

② 設備の除却等の計画

当中間連結会計期間に新たに確定した設備の除却等の計画は、次のとおりであります。

会社名	事業の種類別 セグメントの名称	設備名	帳簿価額(百万円)	除却等の 予定年月	摘要
西濃運輸 (株)	輸送事業	車両売却及び除却	83	平成19年10月～ 平成20年3月	490台
四国西濃運輸 (株)	輸送事業	旧高知支店売却及び 除却 (ターミナル)	446	平成19年12月	建物 3,067平方メートル 土地 11,583平方メートル

(注) 上記の金額は、消費税等を含まない金額を記載しております。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	794,524,668
計	794,524,668

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	207,679,783	207,679,783	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	—
計	207,679,783	207,679,783	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

### 第一回信託型ライツ・プラン新株予約権

当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に従い、当社取締役会の賛同を得ない当社株券等の取得や買収提案等への対応方針として信託型ライツ・プランを導入するため、平成17年5月17日開催の当社取締役会（本項において「本取締役会」という。）および平成17年6月24日開催の定時株主総会（本項において「本総会」という。）に基づき、住友信託銀行株式会社（本項において「信託銀行」という。）を割当先として本新株予約権（第一回信託型ライツ・プラン新株予約権）397,262,334個を無償で平成17年7月1日に発行いたしました。当社と本新株予約権の割当先である住友信託銀行株式会社との信託契約は、平成17年7月1日に締結されました。

本新株予約権を用いた信託型ライツ・プランの概要は以下のとおりであります。

#### (i) 取締役会決議および株主総会決議

当社は、本取締役会において、(ii)のとおり設定される信託の受託者としての信託銀行に対して本新株予約権を無償で発行することを決議し、本総会において、本新株予約権の有利発行について承認されました。また、当社取締役会は、こうした本新株予約権の発行決議と同時に、本新株予約権の行使条件の充足の有無等に係る判断手続、判断基準等を定めた新株予約権細則（以下「新株予約権細則」という。）を採択いたしました。

#### (ii) 信託の設定

当社は、信託銀行との間で、当社を委託者、信託銀行を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託（以下「本信託」という。）を設定しました。本信託の受益者は、原則として将来買収者が出現した後に特定される当社の全株主（買収者を含み、自己株式の保有者としての当社は除きます。）および当社（ただし、受益者としての当社は、信託財産を構成する本新株予約権に関する何らの権利を有しません。）となります。

#### (iii) 当社から信託銀行に対する新株予約権の発行

当社は、本取締役会の決議および本総会の決議に基づき、本信託の受託者としての信託銀行に対して本新株予約権を無償で発行し、信託銀行は、信託契約において定められた信託事務の履行としてこれを引受け、その後当該本新株予約権を信託財産として、受益者のために管理します。

#### (iv) 本新株予約権の内容

本新株予約権の内容は、本項下記記載のとおりであります。

(v) 買収者出現後の対応

当社に対する大規模な買収が開始され、独立委員会が、新株予約権細則に従って本新株予約権の消却または行使条件不充足を決定し、これを当社取締役会に対して勧告をした場合には、当社取締役会はこの勧告を最大限尊重して、本新株予約権の取扱いにつき最終的な決定を行います。所定の期間内に、本新株予約権を消却しまたは行使条件不充足とする旨の取締役会決議がなされた場合には、本新株予約権の受益者に対する交付は行われません。

他方、所定の期間内にこうした取締役会決議がなされない場合には、原則として、本新株予約権の権利発動事由が発生し、その後最初に特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式の保有者としての当社は除きます。)が本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定され、信託銀行からこれらの者に対して、本新株予約権の交付が行われます(ただし、本項記載のとおり、買収者およびその一定の関係者等は、本新株予約権を行使できません。)。なお、当社取締役会は、新株予約権細則に従い、独立委員会による勧告を最大限尊重して、本新株予約権の権利発動事由発生時点を延期することもできます。延滞期間中は、本新株予約権の受益者に対する交付は行われません。

本新株予約権の権利発動事由が発生したとき、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定された当社の株主は、信託契約の規定に従い、その保有する当社株式1株当たり原則として1個の本新株予約権の交付を信託銀行から受けた上、当社所定の新株予約権行使請求書に行使する本新株予約権の個数、対象株式数および住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、当社取締役会が別途新株予約権の行使に関して提出を要する書類(表明・保証条項および補償条項等が記載された書面、関連法規上その時々において要求されるその他の書類等を含む。)を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、1円に当該行使により取得される当社普通株式の数を乗じた価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権を行使することができることとなります。

このように、本新株予約権の権利発動事由が発生したときは、買収者およびその一定の関係者等を除く当社の一般の株主の皆様は、有利な条件で当社株式を取得することができるようになる一方で、買収者およびその一定の関係者等は、かかる本新株予約権の行使の結果、その有する株式持分が希釈化されるという影響を被る可能性があります。

本新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

なお、当中間会計期間末日現在（平成19年9月30日）と提出日の前月末現在（平成19年11月30日）現在において記載内容に変更はありません。

決議年月日	平成17年5月17日（取締役会）及び平成17年6月24日（第84回定時株主総会）
付与対象者	(注) 1
新株予約権の数（個）	397,262,334
新株予約権のうち自己 新株予約権の数	—
新株予約権の目的とな る株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的とな る株式の数	<p>1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行またはこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、397,262,334株とする。ただし、下記2)により対象株式数(下記2)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>2) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率</p> <p>なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。</p>



<p>新株予約権の行使時の 払込金額</p>	<p>1) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額(下記2)に定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。</p> <p>2) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)は、(ア)買収者(下記「新株予約権の行使の条件1)」に定義される。)が、特定大量保有者(下記「新株予約権の行使の条件1)」に定義される。)になった日の翌日(以下「行使価額変動日」という。)より前においては、各本新株予約権ごとに当該本新株予約権が行使される日(以下「行使日」という。)の属する月(その月の初日を以下「行使月初日」という。)の前月の各取引日(取引が成立しない日を除く。以下同じ。)における当社普通株式の終値(東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいい、気配表示を含まない。以下同じ。)(ただし、当社の株式分割もしくは株式併合またはその他行使価額の調整が必要とされるような事由が行使日の属する月の前月に生じたと当社取締役会が認める場合には、適切な調整が行われる。)を算術平均した額に3を乗じた価額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げる。)とし、(イ)行使価額変動日以後においては、1円とする。</p> <p>3) 当社が、行使月初日以降、時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の権利行使による場合ならびに旧商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)の施行前である平成14年3月31日以前の取締役会決議により発行された転換社債の転換および付与された譲渡請求権の権利行使による場合を除く。)を行う場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の権利行使により交付される当社普通株式の1株当たりの発行価額(旧商法第341条ノ15第5項または第280条ノ20第4項に規定される。)が時価を下回ることになる新株予約権または新株予約権付社債等を発行する場合、時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される株式を交付する場合、その他これらの場合に準ずる場合は、行使価額はマーケット・プライス方式により適切に調整されるものとする。また、当社が、行使月初日以降、株式分割または株式併合を行う場合、合併、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準ずる場合は、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されるものとする。ただし、本3)号の規定は、行使価額変動日以後においては適用しない。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額とする。</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の資本組入額は、株式の発行価格の全額とする。</p>

<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成17年7月1日（金）から平成20年6月30日（月）（ただし、平成20年6月30日（月）以前に権利発動事由（「新株予約権の行使の条件1」）に定義される。）が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日）までとする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1) 下記①ないし⑤の各号に記載される者を除く一ないし複数の者が、本新株予約権の発行日の前後を問わず、(ア)当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めなき限り同じ。)について、20%を超える株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)を保有する者または保有すると当社取締役会が認める者(以下「特定大量保有者」という。)になったことを示す公表(多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、同法第27条の23または第27条の25に定められる報告書の提出および当社が行う証券取引所の規則に基づく適時開示を含む。以下同じ。)がなされた日から10日間(ただし、当社取締役会は、当社取締役会が別途定める新株予約権細則(以下「新株予約権細則」という。)に従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき、または(イ)当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項で定める場合を含む。以下本項において同じ。)に係る株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下本項において同じ。)がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。以下本項において同じ。)の株券等所有割合と合計して20%を超える場合に限る。以下同じ。)の公告を行った日から10日間(ただし、当社取締役会は、新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」という。)に限り、(i)その者(以下「買収者」という。)、(ii)((ア)に定めるとき)当該買収者の共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される者をいい、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、(iii)((イ)に定めるとき)当該買収者の特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、もしくは(iv)上記(i)ないし(iii)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または(v)上記(i)ないし(iv)記載の者の関連者、のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。なお、ある者の「関連者」とは、実質的に、その者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。</p>

- ① 当社または当社の子会社
- ② 当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、特定大量保有者になった後10日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
- ④ 当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)
- ⑤ その者が当社の株券等を取得または保有すること(以下「買収」という。)が当社の利益に反しないと当社取締役会が新株予約権細則に従い認めた者(本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)が下記2)または3)に従い本新株予約権を行使することができるか否かにかかわらず、当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

2) 上記1)の規定にもかかわらず、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、または(ii)一もしくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)または(ii)の場合に該当するかについては、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。

- ① 当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白であること
- ② 当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、またはこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
- ③ 当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するものであること
- ④ 当該買収の条件(対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切であること

⑤ 上記①ないし④のほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益（当社の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。）に反する重大な虞があること

- 3) 上記2)の規定のほか、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示または賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の過半数を保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、(i)当該買収が当社が発行者である株式全てを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白でなく、(iii)当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するものでなく、かつ、(iv)当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益に反する重大な虞がないものである場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するかについては、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。
- 4) 上記2)および3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、または(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合(以下「準拠法行使禁止事由」という。)には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- 5) 上記4)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。

	<p>なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>6) 受託者は、受託者としての地位に基づき本新株予約権を行使することができない。</p> <p>7) 上記1)ないし6)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。</p>
新株予約権の消却事由及び消却の条件	<p>1) 当社取締役会は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、上記「新株予約権の行使の条件2)または3)」に従い本新株予約権を行使することができない場合には、本新株予約権を無償で消却しなければならない。ただし、当社取締役会が、上記「新株予約権の行使の条件1)⑤」に従い買収者が上記「新株予約権の行使の条件1)⑤」に定める者に該当する旨決定した場合は、この限りではない。</p> <p>2) 上記1)のほか、当社取締役会は、行使価額変動日までの間、いつでも、本新株予約権を消却することが適切であると判断する場合には、全ての本新株予約権を無償で消却することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記「新株予約権の行使の条件1)、4)または5)」の規定により本新株予約権を行使することができない者（上記「新株予約権の行使の条件2)、3)または6)」の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。</p> <p>① 当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部または一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名または記名捺印した確認書(下記②ないし④についての表明・保証条項および補償条項を含む。)が提出されていること</p> <p>② 譲渡人及び譲受人が上記「新株予約権の行使の条件1)」記載の(i)ないし(v)までのいずれにも該当しないこと</p> <p>③ 譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと</p> <p>④ 譲受人が上記②および③に定めるいずれかの者のために譲受しようとしている者でないこと</p>
取得条項に関する事項	(注) 2
信託の設定の状況	(注) 3

代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当該時点において行使または消却されていない本新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に以下の決定方針に基づき承継させることができる。ただし、本新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある株式交換契約書または株式移転の議案につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 承継された本新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式</li> <li>② 承継された本新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。</li> <li>③ 承継された各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額 株式交換または株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</li> <li>④ 承継された本新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等 上記「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」、「新株予約権の消却事由及び消却の条件」等に準じて、株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。</li> <li>⑤ 取締役会による譲渡承認について 本新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記「新株予約権の行使の条件1)ないし4)または5)」の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件2)、3)または6)」の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、上記「新株予約権の譲渡に関する事項」記載の①ないし④の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。</li> </ol>

- (注) 1 当社は信託銀行を受託者とする金銭信託以外の信託契約を締結し、信託を設定しました。本信託の受益者は、原則として将来買収者が出現した後に特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式の保有者としての当社は除きます。)および当社(ただし、受益者としての当社は、信託財産を構成する本新株予約権に関する何らの権利を有しません。)となります。
- 2 新株予約権に関する法令上、当社が本新株予約権の取得と引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して当社の株式を交付することができるようになった場合には、当社は、当該法令に従い、当社取締役会の決定により、権利発動事由発生を条件として、権利発動事由発生時点以降上記の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することにより、上記「新株予約権の行使の条件1)ないし6)」に従い本新株予約権を行使することができる者の本新株予約権、ならびに上記「新株予約権の行使の条件4)または5)」により本新株予約権を行使することができない者(ただし、上記「新株予約権の行使の条件1)」記載の(i)ないし(v)のいずれかに該当する者、および上記「新株予約権の行使の条件2)、3)または6)」の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)の有する本新株予約権を取得することができる旨が本新株予約権の要項中に定められています。
- 3 当社を受託者とし住友信託銀行株式会社を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託を設定しております。

- 4 本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件1」記載の(i)ないし(v)のいずれにも該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項および補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数および住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類ならびに会社法、証券取引法その他の法令およびその関連法規(日本証券業協会および本邦証券取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)ならびに(本新株予約権に係る新株予約権証券(以下「本新株予約権証券」という。)が発行された場合には)本新株予約権証券を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払込むことにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載または記録するものとし、かつ(本新株予約権証券が発行された場合には)当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数を本新株予約権証券に記載するか、残余の本新株予約権の個数を表章する本新株予約権証券を当該本新株予約権者に交付するものとする。
- 5 本新株予約権の行使請求の効力は、上記(注)4の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書および添付書類ならびに(本新株予約権証券が発行された場合には)本新株予約権証券が払込取扱場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時または当社取締役会が定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払込まれた時に生じるものとする。
- 6 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する最初の配当金または中間配当金は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(本新株予約権発行日現在3月31日および9月30日に終了する各6ヶ月の期間をいう。)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。
- 7 本新株予約権証券は、本新株予約権者の請求あるときに限り発行する。
- 8 本新株予約権発行後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

### (3) 【ライツプランの内容】

「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年9月30日	—	207,679	—	42,481	—	116,937

## (5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成19年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
財団法人 田口福寿会	岐阜県大垣市田口町1番地	24,645	11.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	10,331	4.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8,243	3.97
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7番地9号 全共連ビル (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	6,528	3.14
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	6,458	3.11
シービーエヌワイサードアベニュー インターナショナルパルファンド (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	米国：プリンストン (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	5,722	2.76
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	5,347	2.57
日野自動車株式会社	東京都日野市日野台3丁目1番1号	4,359	2.10
株式会社大垣共立銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	岐阜県大垣市郭町3丁目98番地 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟)	4,065	1.96
田口節子	岐阜県大垣市	3,690	1.78
計	—	79,390	38.23

- (注) 1 上記のほか当社保有の自己株式8,151千株(3.93%)があります。
- 2 上記の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- |                      |          |
|----------------------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社   | 10,331千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 8,243千株  |
- 3 サード・アベニュー・マネージメント・エルエルシーから平成19年8月20日付で大量保有報告書の提出があり、平成19年8月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数割合(%)
サード・アベニュー・マネージメント・エルエルシー	11,459	5.52



(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,151,000 (相互保有株式) 普通株式 406,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 197,809,000	197,807	—
単元未満株式	普通株式 1,313,783	—	—
発行済株式総数	207,679,783	—	—
総株主の議決権	—	197,807	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の失念株式2,000株を含めておりますが、「議決権の数(個)」の欄には当該株式にかかる議決権2個は除いております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式629株が含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が810株含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) セイノーホールディングス 株式会社	岐阜県大垣市田口町1番地	8,151,000	—	8,151,000	3.92
自己保有株式 小計	—	8,151,000	—	8,151,000	3.92
(相互保有株式) トヨタカローラ岐阜 株式会社	岐阜県岐阜市六条大溝 4丁目1番3号	399,000	—	399,000	0.20
四国西濃運輸株式会社	愛媛県東温市上村甲980番 地	4,000	—	4,000	0.00
伊豆西濃運輸株式会社	静岡県賀茂郡河津町沢田 41番地1	2,000	—	2,000	0.00
東京西濃運輸株式会社	東京都荒川区西日暮里 2丁目56番5号	1,000	—	1,000	0.00
相互保有株式 小計	—	406,000	—	406,000	0.20
計	—	8,557,000	—	8,557,000	4.12

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	平成19年5月	平成19年6月	平成19年7月	平成19年8月	平成19年9月
最高(円)	1,170	1,214	1,230	1,270	1,167	1,168
最低(円)	1,075	1,088	1,154	1,137	918	984

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の様動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、みずぎ監査法人により中間監査を受け、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第86期中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び第86期中間会計期間の中間財務諸表	みずぎ監査法人
第87期中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び第87期中間会計期間の中間財務諸表	あずさ監査法人

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1	現金及び預金	※2	47,413		33,363		48,514	
2	受取手形	※3	12,310		12,985		13,540	
3	営業未収金 及び売掛金		69,338		70,437		73,671	
4	有価証券		2,506		16,711		3,906	
5	たな卸資産		8,704		7,955		6,694	
6	その他		22,116		21,041		24,132	
7	貸倒引当金		△796		△481		△753	
	流動資産合計		161,594	35.6	162,012	34.9	169,706	36.3
II 固定資産								
1	有形固定資産	※1						
(1)	建物及び 構築物	※2	80,948		84,160		84,060	
(2)	機械装置及び 車両運搬具		24,634		24,553		24,427	
(3)	土地	※2	125,641		133,314		131,250	
(4)	その他		2,385		3,274		2,636	
	有形固定資産 合計		233,610	51.5	245,302	52.9	242,374	51.8
2	無形固定資産							
(1)	その他		4,323		4,768		4,840	
	無形固定資産 合計		4,323	0.9	4,768	1.0	4,840	1.0
3	投資その他の 資産							
(1)	投資有価証券		38,240		38,208		37,465	
(2)	その他		16,636		14,194		14,097	
(3)	貸倒引当金		△479		△707		△479	
	投資その他の 資産合計		54,396	12.0	51,695	11.2	51,084	10.9
	固定資産合計		292,329	64.4	301,766	65.1	298,299	63.7
	資産合計		453,924	100.0	463,779	100.0	468,006	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1	※3	9,345		8,937		8,744	
2		42,251		41,629		43,800	
3	※2	8,451		3,108		4,723	
4		10,731		11,648		13,059	
5		1,186		2,431		4,444	
6		45		—		110	
7		23,402		25,179		24,095	
		95,415	21.0	92,934	20.1	98,979	21.1
II 固定負債							
1	※2	2,483		1,955		2,412	
2		44,848		48,666		48,652	
3		—		1,717		—	
4		16,562		13,355		14,642	
5		9,119		10,457		10,472	
		73,014	16.1	76,152	16.4	76,178	16.3
		168,429	37.1	169,086	36.5	175,158	37.4

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		42,481		42,481		42,481	
2 資本剰余金		73,353		74,266		73,582	
3 利益剰余金		165,449		171,028		171,034	
4 自己株式		△10,618		△8,551		△9,557	
株主資本合計		270,665	59.6	279,224	60.2	277,540	59.3
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		8,827		10,107		9,483	
2 土地再評価 差額金		△317		△317		△317	
3 為替換算調整 勘定		△394		△270		△356	
評価・換算差額 等合計		8,114	1.8	9,520	2.0	8,809	1.9
III 少数株主持分		6,714	1.5	5,948	1.3	6,497	1.4
純資産合計		285,495	62.9	294,693	63.5	292,847	62.6
負債・ 純資産合計		453,924	100.0	463,779	100.0	468,006	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			217,263	100.0		218,157	100.0		449,485	100.0
II 売上原価			199,103	91.6		199,118	91.3		408,395	90.9
売上総利益			18,159	8.4		19,039	8.7		41,090	9.1
III 販売費及び 一般管理費										
1 人件費		8,731			9,041			17,145		
(うち退職給付 費用)		(292)			(319)			(587)		
(うち役員賞与 引当金繰入額)		(45)			(—)			(110)		
(うち役員退職 慰労引当金 繰入額)		(—)			(146)			(—)		
2 減価償却費		677			773			1,467		
3 貸倒引当金 繰入額		27			51			108		
4 広告宣伝費		612			709			1,402		
5 その他		5,086	15,134	7.0	4,861	15,436	7.0	10,169	30,294	6.7
営業利益			3,025	1.4		3,603	1.7		10,795	2.4
IV 営業外収益										
1 受取利息		169			220			361		
2 受取配当金		342			229			463		
3 負ののれんの 償却額		2,080			2,178			4,180		
4 低公害車補助金		370			—			—		
5 その他		537	3,500	1.6	694	3,322	1.5	1,808	6,814	1.5
V 営業外費用										
1 支払利息		84			69			164		
2 持分法による 投資損失		416			32			368		
3 その他		14	515	0.2	29	131	0.1	71	604	0.1
経常利益			6,010	2.8		6,794	3.1		17,006	3.8

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
VI 特別利益							
1 固定資産売却益	※1	54		27		87	
2 支援金受入益		17		—		22	
3 投資有価証券 売却益		—		894		—	
4 その他		0	72 0.0	33	955 0.4	0	109 0.0
VII 特別損失							
1 固定資産処分損	※2	212		118		473	
2 減損損失	※3	489		707		1,727	
3 支払和解金		103		—		—	
4 過年度役員退 職慰労引当金 繰入額		102		1,073		—	
5 役員退職慰労金		—		256		91	
6 その他		73	979 0.5	69	2,224 1.0	245	2,536 0.6
税金等調整前 中間(当期)純利益			5,102 2.3		5,525 2.5		14,579 3.2
法人税、住民税 及び事業税		1,014		1,925		5,912	
法人税等調整額		932	1,946 0.9	1,002	2,928 1.3	△295	5,617 1.2
少数株主利益 (△損失)			△57 △0.1		441 0.2		164 0.0
中間(当期)純利益			3,212 1.5		2,155 1.0		8,797 2.0



③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	42,481	73,353	164,489	△10,571	269,752
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△2,150		△2,150
役員賞与(注)			△102		△102
中間純利益			3,212		3,212
自己株式の取得				△46	△46
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	959	△46	912
平成18年9月30日残高(百万円)	42,481	73,353	165,449	△10,618	270,665

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	9,860	△295	△402	9,163	5,527	284,443
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						△2,150
役員賞与(注)						△102
中間純利益						3,212
自己株式の取得						△46
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△1,033	△22	7	△1,048	1,186	138
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,033	△22	7	△1,048	1,186	1,051
平成18年9月30日残高(百万円)	8,827	△317	△394	8,114	6,714	285,495

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	42,481	73,582	171,034	△9,557	277,540
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△2,161		△2,161
中間純利益			2,155		2,155
自己株式の取得				△37	△37
自己株式の処分		684		1,043	1,727
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	684	△6	1,006	1,684
平成19年9月30日残高(百万円)	42,481	74,266	171,028	△8,551	279,224

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	9,483	△317	△356	8,809	6,497	292,847
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当						△2,161
中間純利益						2,155
自己株式の取得						△37
自己株式の処分						1,727
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	624	—	86	710	△548	161
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	624	—	86	710	△548	1,845
平成19年9月30日残高(百万円)	10,107	△317	△270	9,520	5,948	294,693

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	42,481	73,353	164,489	△10,571	269,752
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△2,150		△2,150
役員賞与(注)			△102		△102
当期純利益			8,797		8,797
自己株式の取得				△90	△90
自己株式の処分		229		1,104	1,333
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	229	6,544	1,014	7,787
平成19年3月31日残高(百万円)	42,481	73,582	171,034	△9,557	277,540

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	9,860	△295	△402	9,163	5,527	284,443
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)						△2,150
役員賞与(注)						△102
当期純利益						8,797
自己株式の取得						△90
自己株式の処分						1,333
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△376	△22	46	△353	969	616
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△376	△22	46	△353	969	8,404
平成19年3月31日残高(百万円)	9,483	△317	△356	8,809	6,497	292,847

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		5,102	5,525	14,579
減価償却費		7,755	8,355	16,252
減損損失		489	707	1,727
負ののれんの償却額		△2,080	△2,178	△4,180
貸倒引当金の増減額 (△減少額)		△9	△50	△119
退職給付引当金の増減額 (△減少額)		644	13	1,442
役員退職慰労引当金 の増減額(△減少額)		—	994	—
受取利息及び受取配当金		△511	△449	△825
支払利息		84	69	164
持分法による投資損益 (△利益)		416	32	368
有形・無形固定資産 除売却損益(△利益)		157	90	385
投資有価証券売却損益 (△利益)		—	△894	—
売上債権の増減額 (△増加額)		△2,776	3,857	△3,432
たな卸資産の増減額 (△増加額)		513	△1,608	1,976
仕入債務の増減額 (△減少額)		9,652	△2,021	6,193
仕入債務に係る信託受益権 の増減額(△増加額)		△11,020	588	△11,714
その他		△562	154	454
小計		7,855	13,186	23,271
利息及び配当金の受取額		519	450	824
利息の支払額		△92	△69	△169
法人税等の支払額		△5,291	△4,371	△6,406
営業活動による キャッシュ・フロー		2,990	9,196	17,519

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		△8,180	△6,712	△13,209
定期預金の払戻による収入		7,643	5,940	12,739
有価証券の償還等 による収入		247	700	2,347
有形・無形固定資産の 取得による支出		△8,054	△10,852	△16,310
有形・無形固定資産の 売却による収入		339	365	608
投資有価証券の取得 による支出		△1,011	△18	△3,664
投資有価証券の売却等 による収入		5	969	107
連結子会社株式の追加取得 による支出		—	△110	△32
連結の範囲の変更を伴う子 会社株式の取得による現金 及び現金同等物の純減少額		—	—	△44
連結の範囲の変更を伴う子 会社株式の取得による現金 及び現金同等物の純増加額		—	25	410
貸付けによる支出		△10	△13	△26
貸付金の回収による収入		159	31	239
その他の投資の増減額 (△増加額)		110	28	236
その他		△84	△12	△154
投資活動による キャッシュ・フロー		△8,835	△9,659	△16,753
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入れの純増減額 (△純減少額)		1,009	△1,470	△3,755
長期借入れによる収入		0	—	0
長期借入金の返済 による支出		△7,489	△757	△8,688
少数株主による株式払込 収入		—	—	8
自己株式の増減額 (△増加額)		△46	—	△86
自己株式の取得による支出		—	△37	—
自己株式の処分による収入		—	2,209	—
配当金の支払額		△2,150	△2,161	△2,150
少数株主への 配当金の支払額		△7	△41	△7
財務活動による キャッシュ・フロー		△8,683	△2,259	△14,678
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		2	8	8
V 現金及び現金同等物 の増減額(△減少額)		△14,525	△2,714	△13,903
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		55,226	42,753	55,226
VII 新規連結に伴う現金及び現金 同等物の期首残高		884	—	1,430
VIII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	41,585	40,039	42,753

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社数 44社 主な連結子会社の名称 西濃運輸(株)、関東西濃運輸(株)、濃飛西濃運輸(株)、東海西濃運輸(株)、西濃通運(株)、西濃エクスプレス(株)、(株)セイノー情報サービス、トヨタカローラ岐阜(株)、岐阜日野自動車(株)、(株)セイノー商事、レンタリース旭(株)</p> <p>なお、従来、持分法適用関連会社でありました四国西濃運輸(株)は、同社が第三者割当増資で発行する株式を当社が全て引受けたことにより、株式保有比率が高まったため、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。</p> <p>非連結子会社 該当事項はありません。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社数 50社 主な連結子会社の名称 西濃運輸(株)、関東西濃運輸(株)、濃飛西濃運輸(株)、東海西濃運輸(株)、西濃通運(株)、西濃エクスプレス(株)、(株)セイノー情報サービス、トヨタカローラ岐阜(株)、岐阜日野自動車(株)、(株)セイノー商事、レンタリース旭(株)</p> <p>なお、伊豆西濃運輸(株)は、当社が株式を追加取得したことに伴い、株式保有比率が高まったため、当中間連結会計期間から連結の範囲として含めております。</p> <p>また、SEINO MERCHANTS SINGAPORE PTE LTDは清算終了に伴い、連結の範囲から除外いたしました。</p> <p>非連結子会社 該当事項はありません。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社数 50社 主な連結子会社の名称 西濃運輸(株)、関東西濃運輸(株)、濃飛西濃運輸(株)、東海西濃運輸(株)、西濃通運(株)、西濃エクスプレス(株)、(株)セイノー情報サービス、トヨタカローラ岐阜(株)、岐阜日野自動車(株)、(株)セイノー商事、レンタリース旭(株)</p> <p>なお、従来、持分法適用関連会社でありました四国西濃運輸(株)は、同社が第三者割当増資で発行する株式を当社が全て引受けたことにより、日ノ丸西濃運輸(株)、昭和西濃運輸(株)は当社が株式を追加取得したことに伴い、株式保有比率が高まったため、当連結会計年度から連結の範囲として含めております。</p> <p>また、従来、持分法適用関連会社でありました北海道西濃運輸(株)は平成18年10月1日に当社と株式交換を実施したことにより、当社の完全子会社となったことから、当連結会計年度から連結の範囲として含めております。北海道西濃運輸(株)が連結の範囲に含まれたことに伴い、同社の子会社の西濃北海道エクスプレス(株)、(株)セイノーロジスティクス北海道の2社についても、当連結会計年度から連結の範囲として含めております。</p> <p>また、S&amp;Nロジスティクス(株)は平成18年10月2日に日本梱包運輸倉庫(株)と共同設立(当社の出資比率60%)したため、当連結会計年度から連結の範囲として含めております。</p> <p>非連結子会社 該当事項はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>2 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連会社 北海道西濃運輸(株)、埼玉西濃運輸(株)、東京西濃運輸(株)、日ノ丸西濃運輸(株)、昭和西濃運輸(株)の合計5社 持分法を適用していない関連会社は三河西濃運輸(株)他合計10社であります。これら10社の持分に見合う中間純利益及び利益剰余金等は少額であり、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていません。</p> <p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、在外連結子会社4社の中間決算日は6月30日であります。 なお、中間連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整をすることとしております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法 ② たな卸資産の評価基準及び評価方法 車両、仕掛品 主として個別原価法 貯蔵品、部品 主として移動平均法に基づく原価法</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連会社 埼玉西濃運輸(株)、東京西濃運輸(株)の合計2社 持分法を適用していない関連会社は三河西濃運輸(株)他合計12社であります。これら12社の持分に見合う中間純利益及び利益剰余金等は少額であり、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていません。</p> <p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、在外連結子会社3社の中間決算日は6月30日であります。 なお、中間連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整をすることとしております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ② たな卸資産の評価基準及び評価方法 車両、仕掛品 同左 貯蔵品、部品 同左</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連会社 埼玉西濃運輸(株)、東京西濃運輸(株)の合計2社 持分法を適用していない関連会社は三河西濃運輸(株)他合計8社であります。これら8社の持分に見合う当期純利益及び利益剰余金等は少額であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていません。</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、在外連結子会社4社の決算日は12月31日であります。 なお、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整をすることとしております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左 ② たな卸資産の評価基準及び評価方法 車両、仕掛品 同左 貯蔵品、部品 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>提出会社及び一部の連結子会社は、建物(建物附属設備を含む)及び車両運搬具は定額法、上記以外については定率法によっております。また、一部を除く連結子会社は、定率法を採用しておりますが、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。また、一部の連結子会社は、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p style="text-align: center;">(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間から、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は126百万円それぞれ減少しております。なお、セグメント情報に与える影響については(セグメント情報)に記載しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p style="text-align: center;">—————</p>



前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>② 無形固定資産 定額法によっております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法によっております。</p> <p>③ 長期前払費用 一部の連結子会社では、長期前払費用を均等償却しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における役員賞与の支給見込額に基づき当中間連結会計期間において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は352百万円それぞれ減少しております。なお、セグメント情報に与える影響については(セグメント情報)に記載しております。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>③ 長期前払費用 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 役員賞与引当金 同左</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p> <p>③ 長期前払費用 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における役員賞与の支給見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の連結子会社では、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)により、費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主に10年)による定額法により、それぞれ発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定と少数株主持分に含めております。</p>	<p>③ 退職給付引当金 同左</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p>	<p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の連結子会社では、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)により、費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主に10年)による定額法により、それぞれ発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定と少数株主持分に含めております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 提出会社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は手許現金、随時引き出し可能な預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。</p>	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 同左</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 同左</p> <p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は手許現金、随時引き出し可能な預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。</p>

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は278,780百万円であります。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正による中間連結財務諸表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>「連結調整勘定」は当中間連結会計期間から「負ののれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却額」は、当中間連結会計期間から「負ののれんの償却額」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却額」は、当中間連結会計期間から「負ののれんの償却額」として表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は286,350百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度末における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正による連結財務諸表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <p>(連結貸借対照表)</p> <p>「連結調整勘定」は当連結会計年度から「負ののれん」として表示しております。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却額」は、当連結会計年度から「負ののれんの償却額」として表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却額」は、当連結会計年度から「負ののれんの償却額」として表示しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間連結会計期間から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益が45百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響については(セグメント情報)に記載しております。</p> <p>(割賦販売手数料の計上区分の変更) 割賦販売手数料については従来、営業外収益として計上していましたが、当中間連結会計期間より売上高に含めて表示しております。この変更はセイノーグループの事業再編を契機として割賦販売手数料の再検討を行った結果、割賦販売が営業目標の中心として位置付けられ割賦販売手数料の営業利益としての性質が強まっていることから、営業活動に関する収益とすることが合理的であること、及び同業他社とのより有効な比較を可能とする目的によるものであります。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益は526百万円増加しておりますが、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。なお、セグメント情報に与える影響については(セグメント情報)に記載しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が110百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響については(セグメント情報)に記載しております。</p> <p>(割賦販売手数料の計上区分の変更) 割賦販売手数料については従来、営業外収益として計上していましたが、当連結会計年度より売上高に含めて表示しております。この変更はセイノーグループの事業再編を契機として割賦販売手数料の再検討を行った結果、割賦販売が営業目標の中心として位置付けられ割賦販売手数料の営業利益としての性質が強まっていることから、営業活動に関する収益とすることが合理的であること、及び同業他社とのより有効な比較を可能とする目的によるものであります。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益は1,043百万円増加しておりますが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。なお、セグメント情報に与える影響については(セグメント情報)に記載しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(車両売上計上基準の変更)</p> <p>車両売上計上基準については従来、納車時に売上計上していましたが、当中間連結会計期間より登録時に売上計上する方法に変更いたしました。この変更はセイノーグループの事業再編を契機として車両売上計上基準の再検討を行った結果、同業他社とのより有効な比較が可能になること、及び事務作業の効率化を図る目的によるものであります。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、売上高は1,308百万円、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は186百万円それぞれ増加しております。なお、セグメント情報に与える影響については(セグメント情報)に記載しております。</p>	<p>(役員退職慰労引当金に関する計上基準)</p> <p>当社及び一部の連結子会社について、役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理していましたが、当中間連結会計期間より内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上する方法に変更しております。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)の改正などを契機として、内規の整備を行い、合理的な算定が可能となったことによるものであります。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、販売費及び一般管理費は86百万円増加し、営業利益及び経常利益は同額減少し、税金等調整前中間純利益は、1,160百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響については(セグメント情報)に記載しております。</p>	<p>(車両売上計上基準の変更)</p> <p>車両売上計上基準については従来、納車時に売上計上していましたが、当連結会計年度より登録時に売上計上する方法に変更いたしました。この変更はセイノーグループの事業再編を契機として車両売上計上基準の再検討を行った結果、同業他社とのより有効な比較が可能になること、及び事務作業の効率化を図る目的によるものであります。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、売上高は854百万円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は110百万円それぞれ増加しております。なお、セグメント情報に与える影響については(セグメント情報)に記載しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「低公害車補助金」(前中間連結会計期間306百万円)については、営業外収益の100分の10超となったため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1 当中間連結会計期間末より、「金融商品取引法」の施行に伴う「財務諸表等規則ガイドライン」の改正等により、従来、流動資産の「現金及び預金」に含めて表示しておりました国内譲渡性預金は、「有価証券」に含めて表示しております。なお、前中間連結会計期間末において流動資産の「現金及び預金」に含めて表示しておりました国内譲渡性預金は3,210百万円であります。</p> <p>2 前中間連結会計期間末において固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「役員退職慰労引当金」(前中間連結会計期間末698百万円)については、当中間連結会計期間末より区分掲記しております。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1 前中間連結会計期間において営業外収益に区分掲記しておりました「低公害車補助金」(当中間連結会計期間137百万円)については、重要性が低くなったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2 前中間連結会計期間において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」(前中間連結会計期間0百万円)については、特別利益の100分の10超となったため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p> <p>3 前中間連結会計期間において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「役員退職慰労金」(前中間連結会計期間72百万円)については、特別損失の100分の10超となったため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1 前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「役員退職慰労引当金の増減額」(前中間連結会計期間△56百万円)については、重要性が高くなったため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p> <p>2 前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却損益」(前中間連結会計期間△0百万円)については、重要性が高くなったため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p> <p>3 前中間連結会計期間において、自己株式の取得による支出については、財務活動によるキャッシュ・フローの「自己株式の増減額」として表示しておりましたが、当中間連結会計期間より「自己株式の取得による支出」(前中間連結会計期間△46百万円)として表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	
※1	有形固定資産の減価償却累計額 185,167百万円	※1	有形固定資産の減価償却累計額 207,109百万円	※1	有形固定資産の減価償却累計額 204,253百万円
※2	担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 建物及び構築物 2,631百万円 土地 5,206百万円 預金 11百万円 合計 7,849百万円 担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 3,257百万円 長期借入金 1,652百万円 合計 4,910百万円	※2	担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 建物及び構築物 4,960百万円 土地 8,353百万円 預金 11百万円 合計 13,325百万円 担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 908百万円 長期借入金 1,721百万円 合計 2,629百万円	※2	担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 建物及び構築物 4,989百万円 土地 7,935百万円 預金 11百万円 合計 12,936百万円 担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 993百万円 長期借入金 2,134百万円 合計 3,128百万円
※3	中間連結会計期間末日満期手形の処理 中間連結会計期間末日満期手形は手形交換日をもって決済処理しております。従って、当中間連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 1,195百万円 裏書譲渡手形 238百万円 支払手形 1,161百万円 (偶発債務) 受取手形 3,390百万円 裏書譲渡高 (保証債務) 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金及び一部の連結子会社の顧客の車両購入資金(銀行借入金等)に対して次のとおり保証を行っております。 日ノ丸西濃運輸(株) 285百万円 西濃シェンカ一(株) 280百万円 顧客 507百万円 合計 1,072百万円	※3	中間連結会計期間末日満期手形の処理 中間連結会計期間末日満期手形は手形交換日をもって決済処理しております。従って、当中間連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 1,449百万円 裏書譲渡手形 108百万円 支払手形 941百万円 (偶発債務) 受取手形 1,666百万円 裏書譲渡高 (保証債務) 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金及び一部の連結子会社の顧客の車両、住宅購入資金(銀行借入金等)に対して次のとおり保証を行っております。 西濃シェンカ一(株) 280百万円 顧客 978百万円 合計 1,258百万円	※3	連結会計年度末日満期手形の処理 連結会計年度末日満期手形は手形交換日をもって決済処理しております。従って、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 1,374百万円 裏書譲渡手形 137百万円 支払手形 1,001百万円 (偶発債務) 受取手形 1,886百万円 裏書譲渡高 (保証債務) 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金及び一部の連結子会社の顧客の車両、住宅購入資金(銀行借入金等)に対して次のとおり保証を行っております。 西濃シェンカ一(株) 280百万円 顧客 892百万円 合計 1,172百万円



## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
※1	固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 機械装置及び車両運搬具 44百万円 土地 9百万円 合計 54百万円	※1	固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 機械装置及び車両運搬具 24百万円 土地 3百万円 合計 27百万円	※1	固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 機械装置及び車両運搬具 77百万円 土地 9百万円 合計 87百万円
※2	固定資産処分損の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 95百万円 機械装置及び車両運搬具 71百万円 工具器具備品 2百万円 土地 42百万円 合計 212百万円 このうち、建物及び構築物22百万円、機械装置及び車両運搬具61百万円、工具器具備品0百万円、土地42百万円は売却損であり、その他は除却損であります。	※2	固定資産処分損の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 74百万円 機械装置及び車両運搬具 42百万円 工具器具備品 1百万円 合計 118百万円 このうち、建物及び構築物0百万円、機械装置及び車両運搬具24百万円は売却損であり、その他は除却損であります。	※2	固定資産処分損の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 222百万円 機械装置及び車両運搬具 156百万円 工具器具備品 25百万円 土地 42百万円 無形固定資産その他 26百万円 合計 473百万円 このうち、建物及び構築物25百万円、機械装置及び車両運搬具124百万円、工具器具備品0百万円、土地42百万円、無形固定資産その他0百万円は売却損であり、その他は除却損であります。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																	
<p>※3 減損損失</p> <p>当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="173 389 483 537"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>山口県 岩国市他19件</td> <td>土地、 建物他</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>群馬県 太田市他2件</td> <td>土地</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、事業所毎にグルーピングを行っております。事業用資産については、地価の下落及び収益性が悪化し回収可能価額が低下したものについて、また、遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額にまで減額し、当該減少額を減損損失（489百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、建物及び構築物54百万円、土地416百万円、その他18百万円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額については主に不動産鑑定士による不動産鑑定評価額により、使用価値については将来キャッシュフローを主に5.4%で割り引いて算定しております。</p>	用途	場所	種類	事業用資産	山口県 岩国市他19件	土地、 建物他	遊休資産	群馬県 太田市他2件	土地	<p>※3 減損損失</p> <p>当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="592 389 901 598"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>兵庫県 神戸市他35件</td> <td>土地、 建物他</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>岐阜県 瑞浪市他2件</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>のれん</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、事業所毎にグルーピングを行っております。事業用資産については、地価の下落及び収益性が悪化し回収可能価額が低下したものについて、遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額にまで減額し、当該減少額を減損損失（633百万円）として、また、のれんについては、株式取得時に当初想定していた収益が見込めなくなったことから減損損失（73百万円）として、それぞれ特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、建物及び構築物135百万円、土地494百万円、その他3百万円、のれん73百万円であります。</p> <p>なお、事業用資産、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額については主に不動産鑑定士による不動産鑑定評価額により、使用価値については将来キャッシュフローを主に4.7%で割り引いて算定しております。</p>	用途	場所	種類	事業用資産	兵庫県 神戸市他35件	土地、 建物他	遊休資産	岐阜県 瑞浪市他2件	土地	その他	—	のれん	<p>※3 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="1011 389 1321 598"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>山口県 岩国市他37件</td> <td>土地、 建物他</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>群馬県 太田市他3件</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>のれん</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、事業所毎にグルーピングを行っております。事業用資産については、地価の下落及び収益性が悪化し回収可能価額が低下したものについて、遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額にまで減額し、当該減少額を減損損失（1,339百万円）として、また、のれんについては、株式取得時に当初想定していた収益が見込めなくなったことから減損損失（387百万円）として、それぞれ特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、建物及び構築物89百万円、土地1,227百万円、その他22百万円、のれん387百万円であります。</p> <p>なお、事業用資産、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額については主に不動産鑑定士による不動産鑑定評価額により、使用価値については将来キャッシュフローを主に5.4%で割り引いて算定しております。</p>	用途	場所	種類	事業用資産	山口県 岩国市他37件	土地、 建物他	遊休資産	群馬県 太田市他3件	土地	その他	—	のれん
用途	場所	種類																																	
事業用資産	山口県 岩国市他19件	土地、 建物他																																	
遊休資産	群馬県 太田市他2件	土地																																	
用途	場所	種類																																	
事業用資産	兵庫県 神戸市他35件	土地、 建物他																																	
遊休資産	岐阜県 瑞浪市他2件	土地																																	
その他	—	のれん																																	
用途	場所	種類																																	
事業用資産	山口県 岩国市他37件	土地、 建物他																																	
遊休資産	群馬県 太田市他3件	土地																																	
その他	—	のれん																																	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	207,679,783	—	—	207,679,783

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	11,417,339	36,770	—	11,454,109

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	36,218株
四国西濃運輸㈱に対する持分比率変動に伴う当社帰属分の増加	552株
合計	36,770株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	第一回信託型ライツ・プラン新株予約権	普通株式	397,262,334	—	—	397,262,334	—
合計			397,262,334	—	—	397,262,334	—

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,150	11	平成18年3月31日	平成18年6月23日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	207,679,783	—	—	207,679,783

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	10,382,693	35,730	1,861,858	8,556,565

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	31,878株
四国西濃運輸(株)他に対する持分比率変動に伴う当社帰属分の増加	3,852株
合 計	35,730株

減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の売却	1,861,858株
合 計	1,861,858株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	第一回信託型ライツ・プラン新株予約権	普通株式	397,262,334	—	—	397,262,334	—
合計			397,262,334	—	—	397,262,334	—

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,161	11	平成19年3月31日	平成19年6月27日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	207,679,783	—	—	207,679,783

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,417,339	77,322	1,111,968	10,382,693

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 69,646株

四国西濃運輸(株)、北海道西濃運輸(株)に対する持分比率変動に伴う当社

帰属分の増加 7,676株

合 計 77,322株

減少の内訳は、次のとおりであります。

株式交換による割当交付 1,111,968株

合 計 1,111,968株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第一回信託型ライツ・プラン新株予約権	普通株式	397,262,334	—	—	397,262,334	—
合計			397,262,334	—	—	397,262,334	—

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,150	11	平成18年3月31日	平成18年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,195	11	平成19年3月31日	平成19年6月27日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
※1	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 勘定 47,413百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △5,827百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 41,585百万円	※1	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 勘定 33,363百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △6,534百万円 有価証券勘定(譲渡性預金) 13,210百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 40,039百万円	※1	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 勘定 48,514百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △5,761百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 42,753百万円

[次へ](#)

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																											
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																																											
1 借手側	1 借手側	1 借手側																																																																											
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び車両 運搬具 (百万円)</th> <th>工具器 具備品 (百万円)</th> <th>その他 の無形 固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 相当額</td> <td>450</td> <td>3,714</td> <td>113</td> <td>4,278</td> </tr> <tr> <td>減価償却 累計額 相当額</td> <td>256</td> <td>2,408</td> <td>99</td> <td>2,765</td> </tr> <tr> <td>減損損失 累計額 相当額</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>—</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>中間期末 残高 相当額</td> <td>180</td> <td>1,297</td> <td>14</td> <td>1,492</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置 及び車両 運搬具 (百万円)	工具器 具備品 (百万円)	その他 の無形 固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額 相当額	450	3,714	113	4,278	減価償却 累計額 相当額	256	2,408	99	2,765	減損損失 累計額 相当額	13	7	—	21	中間期末 残高 相当額	180	1,297	14	1,492	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び車両 運搬具 (百万円)</th> <th>工具器 具備品 (百万円)</th> <th>その他 の無形 固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 相当額</td> <td>927</td> <td>3,026</td> <td>61</td> <td>4,014</td> </tr> <tr> <td>減価償却 累計額 相当額</td> <td>502</td> <td>1,998</td> <td>53</td> <td>2,554</td> </tr> <tr> <td>減損損失 累計額 相当額</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>—</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>中間期末 残高 相当額</td> <td>425</td> <td>1,019</td> <td>7</td> <td>1,452</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置 及び車両 運搬具 (百万円)	工具器 具備品 (百万円)	その他 の無形 固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額 相当額	927	3,026	61	4,014	減価償却 累計額 相当額	502	1,998	53	2,554	減損損失 累計額 相当額	—	7	—	7	中間期末 残高 相当額	425	1,019	7	1,452	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び車両 運搬具 (百万円)</th> <th>工具器 具備品 (百万円)</th> <th>その他 の無形 固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 相当額</td> <td>932</td> <td>3,458</td> <td>130</td> <td>4,522</td> </tr> <tr> <td>減価償却 累計額 相当額</td> <td>481</td> <td>2,240</td> <td>112</td> <td>2,834</td> </tr> <tr> <td>減損損失 累計額 相当額</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>—</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>期末残高 相当額</td> <td>450</td> <td>1,210</td> <td>18</td> <td>1,679</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置 及び車両 運搬具 (百万円)	工具器 具備品 (百万円)	その他 の無形 固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額 相当額	932	3,458	130	4,522	減価償却 累計額 相当額	481	2,240	112	2,834	減損損失 累計額 相当額	—	7	—	7	期末残高 相当額	450	1,210	18	1,679
	機械装置 及び車両 運搬具 (百万円)	工具器 具備品 (百万円)	その他 の無形 固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																									
取得価額 相当額	450	3,714	113	4,278																																																																									
減価償却 累計額 相当額	256	2,408	99	2,765																																																																									
減損損失 累計額 相当額	13	7	—	21																																																																									
中間期末 残高 相当額	180	1,297	14	1,492																																																																									
	機械装置 及び車両 運搬具 (百万円)	工具器 具備品 (百万円)	その他 の無形 固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																									
取得価額 相当額	927	3,026	61	4,014																																																																									
減価償却 累計額 相当額	502	1,998	53	2,554																																																																									
減損損失 累計額 相当額	—	7	—	7																																																																									
中間期末 残高 相当額	425	1,019	7	1,452																																																																									
	機械装置 及び車両 運搬具 (百万円)	工具器 具備品 (百万円)	その他 の無形 固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																									
取得価額 相当額	932	3,458	130	4,522																																																																									
減価償却 累計額 相当額	481	2,240	112	2,834																																																																									
減損損失 累計額 相当額	—	7	—	7																																																																									
期末残高 相当額	450	1,210	18	1,679																																																																									
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																																											
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																																																																											
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>735百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>764百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,499百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	735百万円	1年超	764百万円	合計	1,499百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>607百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>847百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,455百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	607百万円	1年超	847百万円	合計	1,455百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>734百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>948百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,683百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	734百万円	1年超	948百万円	合計	1,683百万円																																																									
1年以内	735百万円																																																																												
1年超	764百万円																																																																												
合計	1,499百万円																																																																												
1年以内	607百万円																																																																												
1年超	847百万円																																																																												
合計	1,455百万円																																																																												
1年以内	734百万円																																																																												
1年超	948百万円																																																																												
合計	1,683百万円																																																																												
リース資産減損勘定の中間期末残高	リース資産減損勘定の中間期末残高	リース資産減損勘定の期末残高																																																																											
7百万円	2百万円	3百万円																																																																											
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																																											

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																										
<p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、及び減損損失</p> <p>① 支払リース料 498百万円</p> <p>② リース資産減損勘定取崩額 4百万円</p> <p>③ 減価償却費相当額 494百万円</p> <p>④ 減損損失 ー百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 貸手側</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置及び 車両運搬具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>695百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>451百万円</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高</td> <td>244百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>165百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>244百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>410百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 受取リース料及び減価償却費</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>45百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p> <p>3 転貸リース取引</p> <p>(1) 未経過支払リース料中間期末残高</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>314百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>88百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>402百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過受取リース料中間期末残高</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>335百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>95百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>430百万円</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置及び 車両運搬具	取得価額	695百万円	減価償却累計額	451百万円	中間期末残高	244百万円	1年以内	165百万円	1年超	244百万円	合計	410百万円	受取リース料	92百万円	減価償却費	45百万円	1年以内	314百万円	1年超	88百万円	合計	402百万円	1年以内	335百万円	1年超	95百万円	合計	430百万円	<p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、及び減損損失</p> <p>① 支払リース料 518百万円</p> <p>② リース資産減損勘定取崩額 1百万円</p> <p>③ 減価償却費相当額 517百万円</p> <p>④ 減損損失 ー百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 貸手側</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置及び 車両運搬具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>709百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>470百万円</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高</td> <td>239百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>170百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>223百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>394百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 受取リース料及び減価償却費</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>95百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>51百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p> <p>3 転貸リース取引</p> <p>(1) 未経過支払リース料中間期末残高</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>39百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過受取リース料中間期末残高</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>41百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41百万円</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置及び 車両運搬具	取得価額	709百万円	減価償却累計額	470百万円	中間期末残高	239百万円	1年以内	170百万円	1年超	223百万円	合計	394百万円	受取リース料	95百万円	減価償却費	51百万円	1年以内	39百万円	1年超	0百万円	合計	39百万円	1年以内	41百万円	1年超	0百万円	合計	41百万円	<p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、及び減損損失</p> <p>① 支払リース料 1,006百万円</p> <p>② リース資産減損勘定取崩額 8百万円</p> <p>③ 減価償却費相当額 997百万円</p> <p>④ 減損損失 ー百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 貸手側</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置及び 車両運搬具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>717百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>467百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>249百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>175百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>232百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>408百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 受取リース料及び減価償却費</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>190百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>108百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p> <p>3 転貸リース取引</p> <p>(1) 未経過支払リース料期末残高</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>145百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>178百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過受取リース料期末残高</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>157百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>34百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>192百万円</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置及び 車両運搬具	取得価額	717百万円	減価償却累計額	467百万円	期末残高	249百万円	1年以内	175百万円	1年超	232百万円	合計	408百万円	受取リース料	190百万円	減価償却費	108百万円	1年以内	145百万円	1年超	32百万円	合計	178百万円	1年以内	157百万円	1年超	34百万円	合計	192百万円
	機械装置及び 車両運搬具																																																																																											
取得価額	695百万円																																																																																											
減価償却累計額	451百万円																																																																																											
中間期末残高	244百万円																																																																																											
1年以内	165百万円																																																																																											
1年超	244百万円																																																																																											
合計	410百万円																																																																																											
受取リース料	92百万円																																																																																											
減価償却費	45百万円																																																																																											
1年以内	314百万円																																																																																											
1年超	88百万円																																																																																											
合計	402百万円																																																																																											
1年以内	335百万円																																																																																											
1年超	95百万円																																																																																											
合計	430百万円																																																																																											
	機械装置及び 車両運搬具																																																																																											
取得価額	709百万円																																																																																											
減価償却累計額	470百万円																																																																																											
中間期末残高	239百万円																																																																																											
1年以内	170百万円																																																																																											
1年超	223百万円																																																																																											
合計	394百万円																																																																																											
受取リース料	95百万円																																																																																											
減価償却費	51百万円																																																																																											
1年以内	39百万円																																																																																											
1年超	0百万円																																																																																											
合計	39百万円																																																																																											
1年以内	41百万円																																																																																											
1年超	0百万円																																																																																											
合計	41百万円																																																																																											
	機械装置及び 車両運搬具																																																																																											
取得価額	717百万円																																																																																											
減価償却累計額	467百万円																																																																																											
期末残高	249百万円																																																																																											
1年以内	175百万円																																																																																											
1年超	232百万円																																																																																											
合計	408百万円																																																																																											
受取リース料	190百万円																																																																																											
減価償却費	108百万円																																																																																											
1年以内	145百万円																																																																																											
1年超	32百万円																																																																																											
合計	178百万円																																																																																											
1年以内	157百万円																																																																																											
1年超	34百万円																																																																																											
合計	192百万円																																																																																											



(有価証券関係)

(前中間連結会計期間末)

1 時価のある有価証券

区分	前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)		
	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 満期保有目的の債券			
社債	499	499	△0
計	499	499	△0
(2) その他有価証券	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
① 株式	8,266	23,905	15,638
② 債券			
国債・地方債等	1,912	1,917	4
社債	7,164	7,175	10
③ その他	133	214	81
計	17,477	33,213	15,735

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について減損処理は行っておりません。

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)
(1) 満期保有目的の債券	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場外国債	2,000
計	2,000
(2) その他有価証券	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
① 非上場株式	1,452
② 優先出資証券	500
計	1,952

(当中間連結会計期間末)

## 1 時価のある有価証券

区分	当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)		
	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券			
社債	499	499	△0
計	499	499	△0
(2) その他有価証券	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
① 株式	9,552	27,577	18,025
② 債券			
国債・地方債等	1,614	1,616	2
社債	4,559	4,475	△83
③ その他	133	221	88
計	15,859	33,892	18,033

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について減損処理は行っていません。

## 2 時価評価されていない主な有価証券

区分	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)
(1) 満期保有目的の債券	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場外国債	2,000
計	2,000
(2) その他有価証券	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式	1,275
② 譲渡性預金	13,210
③ 優先出資証券	500
計	14,985

(前連結会計年度末)

1 時価のある有価証券

区分	前連結会計年度末(平成19年3月31日)		
	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券			
社債	499	499	△0
計	499	499	△0
(2) その他有価証券	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
① 株式	9,536	26,411	16,874
② 債券			
国債・地方債等	1,913	1,915	2
社債	4,961	4,921	△40
③ その他	133	225	91
計	16,544	33,473	16,928

(注) 当連結会計年度末において、その他有価証券で時価のある株式について減損処理は行っていません。

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
(1) 満期保有目的の債券	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場外国債	2,000
計	2,000
(2) その他有価証券	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式	1,359
② 優先出資証券	500
計	1,859

(デリバティブ取引関係)

(前中間連結会計期間末)

該当事項はありません。

(当中間連結会計期間末)

該当事項はありません。

(前連結会計年度末)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

(前中間連結会計期間末)

該当事項はありません。

(当中間連結会計期間末)

該当事項はありません。

(前連結会計年度末)

該当事項はありません。

[前へ](#)

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	輸送事業 (百万円)	自動車販売 事業 (百万円)	不動産賃貸 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	156,584	41,033	534	19,111	217,263	—	217,263
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	805	5,679	—	17,483	23,968	(23,968)	—
計	157,390	46,712	534	36,594	241,231	(23,968)	217,263
営業費用	156,460	45,484	80	36,191	238,217	(23,979)	214,237
営業利益	929	1,228	453	402	3,014	10	3,025

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	輸送事業 (百万円)	自動車販売 事業 (百万円)	不動産賃貸 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	162,371	40,546	572	14,666	218,157	—	218,157
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	780	4,830	—	18,959	24,570	(24,570)	—
計	163,151	45,377	572	33,626	242,728	(24,570)	218,157
営業費用	161,925	43,512	78	33,417	238,935	(24,380)	214,554
営業利益	1,225	1,865	494	208	3,793	(190)	3,603

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	輸送事業 (百万円)	自動車販売 事業 (百万円)	不動産賃貸 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	327,574	85,548	1,079	35,283	449,485	—	449,485
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,704	10,179	—	36,578	48,463	(48,463)	—
計	329,278	95,728	1,079	71,862	497,948	(48,463)	449,485
営業費用	323,723	92,607	174	70,574	487,080	(48,390)	438,689
営業利益	5,555	3,120	904	1,287	10,868	(72)	10,795

- (注) 1 事業区分の方法：輸送事業、自動車販売事業、不動産賃貸事業、その他の事業の4区分としております。  
 2 各事業区分の主要商品

事業区分	主要商品等
輸送事業	カンガルー特急便、カンガルー宅配便、カンガルー引越便、カンガルー航空便、カンガルーミニ便、カンガルースーパー9・10、カンガルー貸切便、カンガルーチルド便、カンガルー超特急便、カンガルービジネス便、JITBOXチャーター便等の輸送
自動車販売事業	車両、部品等の販売及び修理
不動産賃貸事業	土地・建物等の不動産の賃貸
その他の事業	ソフトウェアの開発、OA機器等の販売、物流ITサービスの提供、燃料等の販売、産業工作機械・車両・電子機器等のリース、広告代理店業、人材派遣業、旅行代理店業、建築工事請負業、タクシー業等

- 3 当中間連結会計期間における営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(242百万円)は提出会社の営業費用であります。前中間連結会計期間及び前連結会計年度における営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はそれぞれ、238百万円、456百万円であります。

4 会計処理基準等の変更

(前中間連結会計期間)

(1) 割賦販売手数料の計上区分の変更

割賦販売手数料については従来、営業外収益として計上しておりましたが、当中間連結会計期間より売上高に含めて表示しております。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の自動車販売事業の営業利益は526百万円増加しております。

(2) 車両売上計上基準の変更

車両売上計上基準については従来、納車時に売上計上しておりましたが、当中間連結会計期間より登録時に売上計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の自動車販売事業の売上高は1,308百万円、営業利益は186百万円それぞれ増加しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与については、当中間連結会計期間から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の輸送事業の営業利益は15百万円、自動車販売事業の営業利益は22百万円、その他の事業の営業利益は6百万円それぞれ減少しております。

(当中間連結会計期間)

(1) 有形固定資産の減価償却の方法の変更

有形固定資産の減価償却の方法については、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の輸送事業の営業利益は101百万円、自動車販売事業の営業利益は21百万円、その他の事業の営業利益は3百万円それぞれ減少しております。また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより、従来と同一の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の輸送事業の営業利益は334百万円、自動車販売事業の営業利益は13百万円、その他の事業の営業利益は4百万円それぞれ減少しております。

(2) 役員退職慰労引当金に関する計上基準の変更

役員退職慰労引当金については、当社及び一部の連結子会社において、従来支出時の費用として処理していましたが、当中間連結会計期間より内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上する方法に変更しております。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の輸送事業の営業利益は50百万円、自動車販売事業の営業利益は3百万円、その他の事業の営業利益は22百万円、消去又は全社の営業利益は10百万円それぞれ減少しております。

(前連結会計年度)

(1) 割賦販売手数料の計上区分の変更

割賦販売手数料については従来、営業外収益として計上していましたが、当連結会計年度より売上高に含めて表示しております。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の自動車販売事業の営業利益は1,043百万円増加しております。

(2) 車両売上計上基準の変更

車両売上計上基準については従来、納車時に売上計上していましたが、当連結会計年度より登録時に売上計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の自動車販売事業の売上高は854百万円、営業利益は110百万円それぞれ増加しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与については、当連結会計年度から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の輸送事業の営業利益は34百万円、自動車販売事業の営業利益は50百万円、その他の事業の営業利益は25百万円それぞれ減少しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度については全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外売上高】**

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(パーチェス法適用)</p> <p>当社と北海道西濃運輸株式会社との株式交換の実施</p> <p>1 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業の内容 名称：北海道西濃運輸株式会社 事業の内容：輸送事業</p> <p>(2) 企業結合を行った理由 当社グループの更なる結束力の強化、収益力の向上を図り、また、グループ全体の資本関係をより強固にすることでグループ全体の資本の最適化を図ることを目的としております。</p> <p>(3) 企業結合日 平成18年10月1日</p> <p>(4) 企業結合の法的形式 株式交換</p> <p>(5) 結合後企業の名称 セイノーホールディングス株式会社</p> <p>(6) 取得した議決権比率 本株式交換により60.95%を取得し、当社の議決権比率は100.0%となりました。</p> <p>2 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成18年10月1日から平成19年3月31日までが含まれております。なお、同社の平成18年4月1日から平成18年9月30日までの業績については、連結損益計算書の持分法による投資損失に含まれております。</p> <p>3 被取得企業の取得原価及びその内訳 取得の対価及びその内訳 セイノーホールディングス 株式会社 526百万円 取得に直接要した費用 6百万円 <hr/>取得原価 532百万円</p>



前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
		<p>4 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額</p> <p>(1) 株式の種類及び交換比率 株式の種類：普通株式</p> <table border="1" data-bbox="959 421 1329 600"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>株式交換比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セイノーホールディングス(株)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>北海道西濃運輸(株)</td> <td>0.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 交換比率の算定方法 当社は株式会社大和総研に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当事会社間において株式交換比率を決定いたしました。株式会社大和総研は、セイノーホールディングス株式会社について市場株価方式による分析を、北海道西濃運輸株式会社について時価純資産方式、DCF方式による分析を行い、それらの結果を総合的に勘案して株式交換比率を算定しました。</p> <p>(3) 交付株式数及びその評価額 交付株式数 438,840株 評価額 526百万円</p> <p>5 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間</p> <p>(1) 負ののれん 147百万円</p> <p>(2) 発生原因 企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれんとして認識するものです。</p> <p>(3) 償却の方法及び償却期間 5年間で均等償却</p>	会社名	株式交換比率	セイノーホールディングス(株)	1	北海道西濃運輸(株)	0.24
会社名	株式交換比率							
セイノーホールディングス(株)	1							
北海道西濃運輸(株)	0.24							

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																														
		<p>6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)資産の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td>2,831百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>5,627百万円</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>8,459百万円</td> </tr> <tr> <td>(2)負債の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>4,246百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>2,021百万円</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>6,267百万円</td> </tr> </table> <p>7 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針 該当事項はありません。</p> <p>8 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。</p> <p>9 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額 (売上高及び損益情報)</p> <table border="0"> <tr> <td>売上高</td> <td>2,576百万円</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>△116百万円</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>△53百万円</td> </tr> <tr> <td>税金等調整前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>△61百万円</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>△74百万円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td>△38銭</td> </tr> </table> <p>(概算額の算定方法及び重要な前提条件)</p> <p>(1)企業結合が当連結会計年度開始の日に完了し、当連結会計年度開始の日から株式交換により北海道西濃運輸㈱を完全子会社化したと仮定した、売上高及び損益情報を算定しております。</p> <p>(2)負ののれんについては当連結会計年度開始の日から5年間で均等償却したと仮定しております。</p> <p>なお、当該注記情報については監査証明を受けておりません。</p>	(1)資産の額		流動資産	2,831百万円	固定資産	5,627百万円	資産合計	8,459百万円	(2)負債の額		流動負債	4,246百万円	固定負債	2,021百万円	負債合計	6,267百万円	売上高	2,576百万円	営業利益	△116百万円	経常利益	△53百万円	税金等調整前		当期純利益	△61百万円	当期純利益	△74百万円	1株当たり当期純利益	△38銭
(1)資産の額																																
流動資産	2,831百万円																															
固定資産	5,627百万円																															
資産合計	8,459百万円																															
(2)負債の額																																
流動負債	4,246百万円																															
固定負債	2,021百万円																															
負債合計	6,267百万円																															
売上高	2,576百万円																															
営業利益	△116百万円																															
経常利益	△53百万円																															
税金等調整前																																
当期純利益	△61百万円																															
当期純利益	△74百万円																															
1株当たり当期純利益	△38銭																															

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(共通支配下の取引等)</p> <p>当社と株式会社セイノー情報サービスとの株式交換の実施</p> <p>1 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容  名称：株式会社セイノー情報サービス  事業の内容：その他の事業のうち、情報関連事業を行っております。</p> <p>(2) 企業結合の法的形式  株式交換</p> <p>(3) 結合後企業の名称  セイノーホールディングス株式会社</p> <p>(4) 取引の目的を含む取引の概要  当社グループの更なる結束力の強化、収益力の向上を図り、また、グループ全体の資本関係をより強固にすることでグループ全体の資本の最適化を図ることを目的としており、平成18年10月1日に当社を完全親会社、株式会社セイノー情報サービスを完全子会社とする株式交換を実施しております。</p> <p>2 実施した会計処理の概要  「企業結合に係る会計基準三 4 共通支配下の取引等の会計処理 (2) 少数株主との取引」に規定する会計処理を実施しております。</p> <p>3 子会社株式の追加取得に関する事項</p> <p>(1) 取得の対価及びその内訳  セイノーホールディングス(株)株式 807百万円  取得に直接要した費用 6百万円  取得原価 813百万円</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
		<p>(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額</p> <p>① 株式の種類及び交換比率 株式の種類：普通株式</p> <table border="1" data-bbox="957 376 1337 551"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>株式交換比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セイノーホールディングス(株)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(株)セイノー情報サービス</td> <td>280.47</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 交換比率の算定方法 当社は株式会社大和総研に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当事会社間において株式交換比率を決定いたしました。株式会社大和総研は、セイノーホールディングス株式会社について市場株価方式による分析を、株式会社セイノー情報サービスについて時価純資産方式による分析を行い、それらの結果を総合的に勘案して株式交換比率を算定しました。</p> <p>③ 交付株式数及びその評価額 交付株式数 673,128株 評価額 807百万円</p> <p>(3) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間</p> <p>① 負ののれんの金額 31百万円</p> <p>② 発生原因 企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれんとして認識するものです。</p> <p>③ 償却の方法及び償却期間 5年間で均等償却</p> <p>4 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針 該当事項はありません。</p> <p>5 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません</p>	会社名	株式交換比率	セイノーホールディングス(株)	1	(株)セイノー情報サービス	280.47
会社名	株式交換比率							
セイノーホールディングス(株)	1							
(株)セイノー情報サービス	280.47							

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,420円71銭	1株当たり純資産額 1,450円08銭	1株当たり純資産額 1,451円36銭
1株当たり中間純利益 16円36銭	1株当たり中間純利益 10円86銭	1株当たり当期純利益 44円71銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 —	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 —	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 —

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結 会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結 会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結 会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益 (百万円)	3,212	2,155	8,797
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	3,212	2,155	8,797
普通株式の期中平均株式数 (千株)	196,247	198,395	196,737
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
(うち支払利息(税額相当額控除後)) (百万円)	—	—	—
(うち支払手数料(税額相当額控除後)) (百万円)	—	—	—
普通株式増加数 (千株)	—	—	—
(うち転換社債) (千株)	—	—	—
(うち自己株式方式によるストックオプション) (千株)	—	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	詳細は、第4「提出会社の状況」(2)新株予約権等の状況第一回信託型ライツ・プラン新株予約権に記載しております。	詳細は、第4「提出会社の状況」(2)新株予約権等の状況第一回信託型ライツ・プラン新株予約権に記載しております。	詳細は、第4「提出会社の状況」(2)新株予約権等の状況第一回信託型ライツ・プラン新株予約権に記載しております。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)										
<p>1 当社と北海道西濃運輸株式会社との株式交換の実施</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率</p> <p>① 被取得企業の名称及び事業の内容 名称：北海道西濃運輸株式会社 事業の内容：輸送事業</p> <p>② 企業結合を行った理由 当社グループの更なる結束力の強化、収益力の向上を図り、また、グループ全体の資本関係をより強固にすることでグループ全体の資本の最適化を図ることを目的としております。</p> <p>③ 企業結合日 平成18年10月1日</p> <p>④ 企業結合の法的形式 株式交換</p> <p>⑤ 結合後企業の名称 セイノーホールディングス株式会社</p> <p>⑥ 取得した議決権比率 本株式交換により60.95%を取得し、当社の議決権比率は100.0%となりました。</p> <p>(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳</p> <table border="0"><tr><td>取得の対価</td><td></td></tr><tr><td>セイノーホールディングス(株)株式</td><td>526百万円</td></tr><tr><td>取得に直接要した費用</td><td>6百万円</td></tr><tr><td><hr/></td><td></td></tr><tr><td>取得原価</td><td>532百万円</td></tr></table>	取得の対価		セイノーホールディングス(株)株式	526百万円	取得に直接要した費用	6百万円	<hr/>		取得原価	532百万円		
取得の対価												
セイノーホールディングス(株)株式	526百万円											
取得に直接要した費用	6百万円											
<hr/>												
取得原価	532百万円											

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)										
<p>(3) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額</p> <p>① 株式の種類及び交換比率 株式の種類：普通株式</p> <table border="1" data-bbox="140 409 497 620"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>株式交換比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セイノーホールディングス(株)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>北海道西濃運輸(株)</td> <td>0.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 交換比率の算定方法 当社は株式会社大和総研に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当事会社間において株式交換比率を決定いたしました。株式会社大和総研は、セイノーホールディングス株式会社について市場株価方式による分析を、北海道西濃運輸株式会社について時価純資産方式、DCF方式による分析を行い、それらの結果を総合的に勘案して株式交換比率を算定しました。</p> <p>③ 交付株式数及びその評価額</p> <table data-bbox="151 1198 497 1265"> <tr> <td>交付株式数</td> <td>438,840株</td> </tr> <tr> <td>評価額</td> <td>526百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間</p> <p>① 負ののれんの金額 147百万円</p> <p>② 発生原因 企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれんとして認識するものです。</p> <p>③ 償却の方法及び償却期間 5年間で均等償却</p>	会社名	株式交換比率	セイノーホールディングス(株)	1	北海道西濃運輸(株)	0.24	交付株式数	438,840株	評価額	526百万円		
会社名	株式交換比率											
セイノーホールディングス(株)	1											
北海道西濃運輸(株)	0.24											
交付株式数	438,840株											
評価額	526百万円											

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p>①資産の額</p> <table border="0"> <tr> <td>流動資産</td> <td>2,831百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>5,627百万円</td> </tr> <tr> <td><b>資産合計</b></td> <td><b>8,459百万円</b></td> </tr> </table> <p>②負債の額</p> <table border="0"> <tr> <td>流動負債</td> <td>4,246百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>2,021百万円</td> </tr> <tr> <td><b>負債合計</b></td> <td><b>6,267百万円</b></td> </tr> </table> <p>2 当社と株式会社セイノー情報サービスとの株式交換の実施</p> <p>(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>① 結合当事企業の名称及び事業の内容 名称：株式会社セイノー情報サービス 事業の内容： その他の事業のうち、情報関連事業を行っております。</p> <p>② 企業結合の法的形式 株式交換</p> <p>③ 結合後企業の名称 セイノーホールディングス株式会社</p> <p>④ 取引の目的を含む取引の概要 当社グループの更なる結束力の強化、収益力の向上を図り、また、グループ全体の資本関係をより強固にすることでグループ全体の資本の最適化を図ることを目的としており、平成18年10月1日に当社を完全親会社、株式会社セイノー情報サービスを完全子会社とする株式交換を実施しております。</p>	流動資産	2,831百万円	固定資産	5,627百万円	<b>資産合計</b>	<b>8,459百万円</b>	流動負債	4,246百万円	固定負債	2,021百万円	<b>負債合計</b>	<b>6,267百万円</b>		
流動資産	2,831百万円													
固定資産	5,627百万円													
<b>資産合計</b>	<b>8,459百万円</b>													
流動負債	4,246百万円													
固定負債	2,021百万円													
<b>負債合計</b>	<b>6,267百万円</b>													



前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
<p>(2) 実施する会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準 三 4 共通支配下の取引等の会計 処理 (2) 少数株主との取引」 に規定する会計処理を実施しま す。</p> <p>(3) 子会社株式の追加取得に関する 事項</p> <p>① 取得の対価及びその内訳 セイノーホールデ ィングス(株)株式 807百万円 取得に直接要した 費用 6百万円</p> <hr/> <p>取得原価 813百万円</p> <p>② 株式の種類別の交換比率及び その算定方法並びに交付株式数 及びその評価額</p> <p>1) 株式の種類及び交換比率 株式の種類：普通株式</p> <table border="1" data-bbox="140 958 496 1167"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>株式交換 比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セイノーホール ディングス(株)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(株)セイノー情報 サービス</td> <td>280.47</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 交換比率の算定方法 当社は株式会社大和総研に株 式交換比率の算定を依頼し、そ の算定結果を参考として当事会 社間において株式交換比率を決 定いたしました。株式会社大和 総研は、セイノーホールディン グス株式会社について市場株価 方式による分析を、株式会社セ イノー情報サービスについて時 価純資産方式による分析を行 い、それらの結果を総合的に勘 案して株式交換比率を算定しま した。</p> <p>3) 交付株式数及びその評価額 交付株式数 673,128株 評価額 807百万円</p>	会社名	株式交換 比率	セイノーホール ディングス(株)	1	(株)セイノー情報 サービス	280.47		
会社名	株式交換 比率							
セイノーホール ディングス(株)	1							
(株)セイノー情報 サービス	280.47							

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>③ 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間</p> <p>1) 負ののれんの金額 31百万円</p> <p>2) 発生原因 企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれんとして認識するものです。</p> <p>3) 償却の方法及び償却期間 5年間で均等償却</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		12,386		4,735		11,702	
2 営業未収金		6		6		6	
3 有価証券		2,506		12,901		3,306	
4 未収法人税等		389		395		412	
5 未収消費税等	※2	541		0		1,614	
6 その他		550		5,601		3,683	
7 貸倒引当金		△162		△120		△35	
流動資産合計		16,217	6.1	23,519	8.5	20,689	7.6
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1	0	0.0	1	0.0	1	0.0
2 投資その他の 資産							
(1) 投資有価証券		246,299		249,714		248,509	
(2) その他		5,586		6,039		6,068	
(3) 貸倒引当金		△1,921		△3,107		△2,870	
投資その他の 資産合計		249,964	93.9	252,647	91.5	251,707	92.4
固定資産合計		249,964	93.9	252,648	91.5	251,708	92.4
資産合計		266,182	100.0	276,167	100.0	272,398	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1	短期借入金	24,089		31,026		28,926	
2	未払費用	11		15		17	
3	未払法人税等	36		22		29	
4	その他	72		53		29	
	流動負債合計	24,209	9.1	31,117	11.3	29,003	10.6
II 固定負債							
1	長期借入金	—		1,000		—	
2	繰延税金負債	5,018		5,864		5,369	
3	退職給付引当金	2		4		3	
4	役員退職慰労 引当金	—		35		—	
5	債務保証損失 引当金	634		155		225	
	固定負債合計	5,655	2.1	7,060	2.5	5,598	2.1
	負債合計	29,865	11.2	38,177	13.8	34,601	12.7

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1	資本金	42,481	16.0	42,481	15.4	42,481	15.6
2	資本剰余金						
	(1) 資本準備金	116,937		116,937		116,937	
	(2) その他資本 剰余金	16		245		245	
	資本剰余金合計	116,953	43.9	117,182	42.4	117,182	43.0
3	利益剰余金						
	(1) 利益準備金	4,262		4,262		4,262	
	(2) その他利益 剰余金						
	退職積立金	585		585		585	
	別途積立金	69,148		69,148		69,148	
	繰越利益 剰余金	4,221		3,436		3,889	
	利益剰余金合計	78,217	29.4	77,431	28.0	77,885	28.6
4	自己株式	△9,137	△3.4	△8,110	△2.9	△8,072	△3.0
	株主資本合計	228,514	85.9	228,985	82.9	229,476	84.2
II 評価・換算差額等							
1	その他有価証券 評価差額金	7,801	2.9	9,003	3.3	8,320	3.1
	評価・換算差額 等合計	7,801	2.9	9,003	3.3	8,320	3.1
	純資産合計	236,316	88.8	237,989	86.2	237,796	87.3
	負債・ 純資産合計	266,182	100.0	276,167	100.0	272,398	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 営業収益							
1 営業収入		124		131		255	
2 関係会社 受取配当金		1,804		1,841		1,804	
営業収益合計		1,928	100.0	1,972	100.0	2,059	100.0
II 営業原価	※1	17	0.9	13	0.7	30	1.5
営業総利益		1,911	99.1	1,959	99.3	2,029	98.5
III 販売費及び 一般管理費	※1	221	11.5	228	11.6	426	20.7
営業利益		1,690	87.6	1,730	87.7	1,603	77.8
IV 営業外収益							
1 受取利息		105		127		210	
2 受取配当金		135		167		231	
3 その他		46		54		51	
営業外収益合計		287	14.9	349	17.7	493	24.0
V 営業外費用							
1 支払利息		15		52		41	
2 その他		—		0		0	
営業外費用合計		15	0.8	52	2.6	41	2.0
経常利益		1,961	101.7	2,027	102.8	2,054	99.8
VI 特別利益		0	0.0	—	—	0	0.0
VII 特別損失	※2	128	6.6	284	14.5	552	26.9
税引前中間 (当期)純利益		1,833	95.1	1,742	88.3	1,502	72.9
法人税、住民税 及び事業税		0	0.0	1	0.0	1	0.1
法人税等還付 税額		△106	△5.5	—	—	△106	△5.2
中間(当期) 純利益		1,939	100.6	1,741	88.3	1,607	78.0

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	42,481	116,937	16	116,953
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				
圧縮積立金の取崩(注)				
別途積立金の取崩(注)				
中間純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—
平成18年9月30日残高(百万円)	42,481	116,937	16	116,953

	株主資本						
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
退職積立金		土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	4,262	585	6,553	1,939	81,748	△16,627	78,461
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)						△2,183	△2,183
圧縮積立金の取崩(注)			△6,553	△1,939		8,492	—
別途積立金の取崩(注)					△12,600	12,600	—
中間純利益						1,939	1,939
自己株式の取得							—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△6,553	△1,939	△12,600	20,848	△244
平成18年9月30日残高(百万円)	4,262	585	—	—	69,148	4,221	78,217

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成18年3月31日残高(百万円)	△9,091	228,805	8,743	237,548
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)		△2,183		△2,183
圧縮積立金の取崩(注)		—		—
別途積立金の取崩(注)		—		—
中間純利益		1,939		1,939
自己株式の取得	△46	△46		△46
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)			△941	△941
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△46	△290	△941	△1,231
平成18年9月30日残高(百万円)	△9,137	228,514	7,801	236,316

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	42,481	116,937	245	117,182
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—
平成19年9月30日残高(百万円)	42,481	116,937	245	117,182

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
退職積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日残高(百万円)	4,262	585	69,148	3,889	77,885
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当				△2,195	△2,195
中間純利益				1,741	1,741
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)					
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	△453	△453
平成19年9月30日残高(百万円)	4,262	585	69,148	3,436	77,431

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日残高(百万円)	△8,072	229,476	8,320	237,796
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		△2,195		△2,195
中間純利益		1,741		1,741
自己株式の取得	△37	△37		△37
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)			683	683
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△37	△490	683	192
平成19年9月30日残高(百万円)	△8,110	228,985	9,003	237,989



前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	42,481	116,937	16	116,953
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)				
圧縮積立金の取崩(注)				
別途積立金の取崩(注)				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			229	229
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	229	229
平成19年3月31日残高(百万円)	42,481	116,937	245	117,182

	株主資本						
	利益剰余金						利益剰余金 合計
	利益準備金	その他利益剰余金					
退職積立金		土地圧縮 積立金	償却資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	4,262	585	6,553	1,939	81,748	△16,627	78,461
事業年度中の変動額							
剰余金の配当(注)						△2,183	△2,183
圧縮積立金の取崩(注)			△6,553	△1,939		8,492	—
別途積立金の取崩(注)					△12,600	12,600	—
当期純利益						1,607	1,607
自己株式の取得							—
自己株式の処分							—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	△6,553	△1,939	△12,600	20,516	△576
平成19年3月31日残高(百万円)	4,262	585	—	—	69,148	3,889	77,885

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日残高(百万円)	△9,091	228,805	8,743	237,548
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)		△2,183		△2,183
圧縮積立金の取崩(注)		—		—
別途積立金の取崩(注)		—		—
当期純利益		1,607		1,607
自己株式の取得	△86	△86		△86
自己株式の処分	1,104	1,333		1,333
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△423	△423
事業年度中の変動額合計 (百万円)	1,018	671	△423	248
平成19年3月31日残高(百万円)	△8,072	229,476	8,320	237,796

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等 に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均 法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法に基づく原価法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>建物(建物附属設備を含む)及 び車両運搬具は定額法、上記以 外については定率法によってお ります。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額 については、法人税法に規定す る方法と同一の基準によってお ります。</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備 えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別 に回収可能性を検討し、回収不 能見込額を計上しております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>車両運搬具は定額法、上記以 外については定率法によってお ります。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額 については、法人税法に規定す る方法と同一の基準によってお ります。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中 間会計期間から、平成19年 4月 1日以降に取得した有形固定資 産については、改正後の法人税 法に基づく方法に変更しており ます。なお、この変更に伴う損 益への影響はありません。</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に 基づく時価法(評価差額は 全部純資産直入法により処 理し、売却原価は移動平均 法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>車両運搬具は定額法、上記以 外については定率法によってお ります。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額 については、法人税法に規定す る方法と同一の基準によってお ります。</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は簡便法によっており、中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 _____</p> <p>(4) 債務保証損失引当金 子会社に対する保証債務の履行による損失に備えるため、損失見込相当額を計上しております。</p> <p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 債務保証損失引当金 同左</p> <p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当期末における退職給付債務の見込額は簡便法によっており、期末要支給額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 _____</p> <p>(4) 債務保証損失引当金 同左</p> <p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は236,316百万円であります。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間会計期間から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。なお、当中間会計期間における損益への影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は237,796百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度末における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。なお、当期における損益への影響はありません。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(企業結合に係る会計基準等) 当中間会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月27日企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(役員退職慰労引当金に関する計上基準) 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、当中間会計期間より内規に基づく中間会計期間末支給額を計上する方法に変更しております。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の改正などを契機として、内規の整備を行い、合理的な算定が可能となったことによるものであります。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、販売費及び一般管理費は10百万円増加し、営業利益及び経常利益は同額減少し、税引前中間純利益は、35百万円減少しております。</p>	<p>(企業結合に係る会計基準等) 当事業年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年12月22日企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間貸借対照表) 前中間会計期間において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました関係会社出資金(前中間会計期間224百万円)のうち1百万円については、当中間会計期間より「投資有価証券」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度末 (平成19年3月31日)	
※1	有形固定資産の減価償却累計額 0百万円	※1	有形固定資産の減価償却累計額 0百万円	※1	有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
※2	消費税等の取扱い 仮受消費税等と仮払消費税等との相殺後の金額541百万円を流動資産・未収消費税等として表示しております。 (保証債務) 金融機関等からの借入金に対し次のとおり債務保証をしております。なお、債務保証損失引当金の額を控除しております。 宮城西濃運輸(株) 175百万円 日ノ丸西濃運輸(株) 285百万円 西濃シェンカー(株) 280百万円 合計 741百万円  (経営指導念書の差入れ) 金融機関等からの借入金に対し次のとおり経営指導念書の差入れをしております。 UNITED- SEINO TRANSPORTATION (MALAYSIA) SDN. BHD. 29百万円 (910千マレーシアリンギット)	※2	消費税等の取扱い 仮受消費税等と仮払消費税等との相殺後の金額0百万円を流動資産・未収消費税等として表示しております。 (保証債務) 金融機関等からの借入金に対し次のとおり債務保証をしております。なお、債務保証損失引当金の額を控除しております。 宮城西濃運輸(株) 46百万円 日ノ丸西濃運輸(株) 250百万円 西濃シェンカー(株) 280百万円 合計 576百万円  (偶発債務) 子会社の一括支払信託債務に対する併存的債務の引き受けをしております。 トヨタカローラ岐阜(株) 417百万円 合計 417百万円  (経営指導念書の差入れ) 金融機関等からの借入金に対し次のとおり経営指導念書の差入れをしております。 UNITED- SEINO TRANSPORTATION (MALAYSIA) SDN. BHD. 21百万円 (648千マレーシアリンギット)	※2	消費税等の取扱い 仮受消費税等と仮払消費税等との相殺後の金額0百万円を流動資産・未収消費税等として表示しております。 (保証債務) 金融機関等からの借入金に対し次のとおり債務保証をしております。なお、債務保証損失引当金の額を控除しております。 宮城西濃運輸(株) 10百万円 日ノ丸西濃運輸(株) 267百万円 西濃シェンカー(株) 280百万円 合計 558百万円  (経営指導念書の差入れ) 金融機関等からの借入金に対し次のとおり経営指導念書の差入れをしております。 UNITED- SEINO TRANSPORTATION (MALAYSIA) SDN. BHD. 21百万円 (615千マレーシアリンギット)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
※1	減価償却実施額 有形固定資産 0百万円	※1	減価償却実施額 有形固定資産 0百万円	※1	減価償却実施額 有形固定資産 0百万円
※2	—	※2	—	※2	特別損失の内容 関係会社投資損失 448百万円 支払和解金 103百万円 その他 0百万円 合計 552百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9,162,073	36,218	—	9,198,291

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	36,218株
合 計	36,218株

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	8,119,751	31,878	—	8,151,629

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	31,878株
合 計	31,878株

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,162,073	69,646	1,111,968	8,119,751

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	69,646株
合 計	69,646株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式交換による割当交付	1,111,968株
合 計	1,111,968株

(リース取引関係)

(前中間会計期間末)

該当事項はありません。

(当中間会計期間末)

該当事項はありません。

(前事業年度末)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

(前中間会計期間末)

子会社株式で時価のあるもの  
該当事項はありません。

(当中間会計期間末)

子会社株式で時価のあるもの  
該当事項はありません。

(前事業年度末)

子会社株式で時価のあるもの  
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(パーチェス法適用)  当社と北海道西濃運輸株式会社との 株式交換の実施 「第5 経理の状況 1 連結財 務諸表等 (1) 連結財務諸表」の 「注記事項 (企業結合等関係)」 (パーチェス法適用)に記載のと おりであります。  (共通支配下の取引等)  当社と株式会社セイノー情報サー ビスとの株式交換の実施 「第5 経理の状況 1 連結財 務諸表等 (1) 連結財務諸表」の 「注記事項 (企業結合等関係)」 (共通支配下の取引等)に記載のと おりであります。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しておりますので、記載を省略しております。



(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 当社と北海道西濃運輸株式会社との株式交換の実施 「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表」の「注記事項 (重要な後発事象)」1に記載のとおりであります。</p> <p>2 当社と株式会社セイノー情報サービスとの株式交換の実施 「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表」の「注記事項 (重要な後発事象)」2に記載のとおりであります。</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |   |                |                             |                         |
|---|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類   | 事業年度<br>(第86期) | 自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日 | 平成19年6月27日<br>関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書<br>自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日 (第85期) の有<br>価証券報告書に係る訂正報告書であります。 |                |                             | 平成19年6月26日<br>関東財務局長に提出 |
| (3) 半期報告書の訂正報告書<br>自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 (第86期中) の<br>半期報告書に係る訂正報告書であります。    |                |                             | 平成19年6月26日<br>関東財務局長に提出 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

セイノーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## みすず監査法人

指定社員 公認会計士 永田 昭夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 渡邊 泰宏  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセイノーホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は割賦販売手数料の計上区分及び車両売上計上基準を変更した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月1日付で、北海道西濃運輸株式会社及び株式会社セイノー情報サービスを完全子会社とする株式交換を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

セイノーホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 永 田 昭 夫 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松 岡 憲 正 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 泰 宏 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 賢 次 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセイノーホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社及び一部の連結子会社は、役員退職慰労金について、従来支出時の費用として処理していたが、当中間連結会計期間より内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

セイノーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## みすず監査法人

指定社員 公認会計士 永田 昭夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 渡邊 泰宏  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセイノーホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第86期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月1日付で、北海道西濃運輸株式会社及び株式会社セイノー情報サービスを完全子会社とする株式交換を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

セイノーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 永田 昭夫 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松岡 憲正 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 渡邊 泰宏 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセイノーホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第87期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は、役員退職慰労金について、従来支出時の費用として処理していたが、当中間会計期間より内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。